

山形村こども計画

計画期間 令和7年度～令和11年度



チャレンジと成長を
こども・若者が輝くやまがた



令和7年3月
山形村

はじめに

全国的に少子高齢化が進む中で、核家族化の進行や就労環境の変化などこどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。

こどもたちの笑顔は、親や家庭のみならず地域全体を輝かせる村の宝です。こどもの健やかな育ちは、山形村の明るい未来に繋がります。

山形村に生まれ育つこどもたちには、地域に誇りを持ち、心豊かな人生を送ってほしいと思います。

そのためには、地域の人々が、こどもたちや子育てをする人々とかかわり、すべての子ども、子育て家庭が安心して地域の人々とともに暮らしていける環境を作ることが大切です。

家庭をはじめ、地域、保育園、学校、病院、企業、行政など多様な主体が連携し、協働することで地域が一体となっでこどもや子育てを支援し、こどもが誰一人取り残されることなく、一人ひとりが未来に夢と希望を持つことができる山形村を目指して各種の施策に取り組みます。

この計画の策定にあたりご尽力いただきました「山形村子ども・子育て会議」の皆さまをはじめ、ご協力いただきました村民の皆さまに心から御礼申し上げます。



地域で育てる 山形村の宝 「子」

未来へつなぐ子育てを支援する村づくり

令和7年3月

山形村長 本 庄 利 昭

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 踏まえるべき国の政策動向	5
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境	7
1 人口・世帯等の動向	8
2 支援を必要とする家庭の状況	13
3 子育て支援サービスの状況	15
4 アンケート調査等の結果からみるこども・若者・子育ての現状	18
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本目標	33
3 施策の体系	34
第4章 施策の推進	35
基本目標1 未来を担うこども・若者への支援の充実	36
基本目標2 母子や若者への切れ目ない支援の充実	44
基本目標3 子育て家庭への支援の充実	48
基本目標4 困難を抱える家庭への支援の充実	55
第5章 量の見込みと確保方策	61
1 ニーズ量の設定	62
2 量の見込みと確保の内容	65
第6章 計画の推進に向けて	87
1 計画の推進体制	88
2 計画の進捗管理	89
資料編	91
1 計画の経過	92
2 用語解説	94

「こども」の表記について

本計画においては、平仮名表記の「こども」の使用を基本としていますが、一部、法律名や固有
名詞等において「子ども」「子供」表記を使用する場合があります。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めていま
す。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは、例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)
 - ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名 等)
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。さらに、平成 27 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

山形村（以下「本村」という。）では、こども・子育てに関する施策を推進していくために、「山形村次世代育成支援対策推進行動計画」（平成 17 年度～26 年度）、「山形村子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～令和元年度）、「山形村子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定してきました。

このたび策定する「山形村こども計画」（以下「本計画」という。）は、本村の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、こども・若者や子育て当事者に関する計画を一体的に策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画であり、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく市町村計画、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく市町村子ども・若者計画、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」に基づく地域行動計画（市町村母子保健計画を含む）を一体化した計画です。

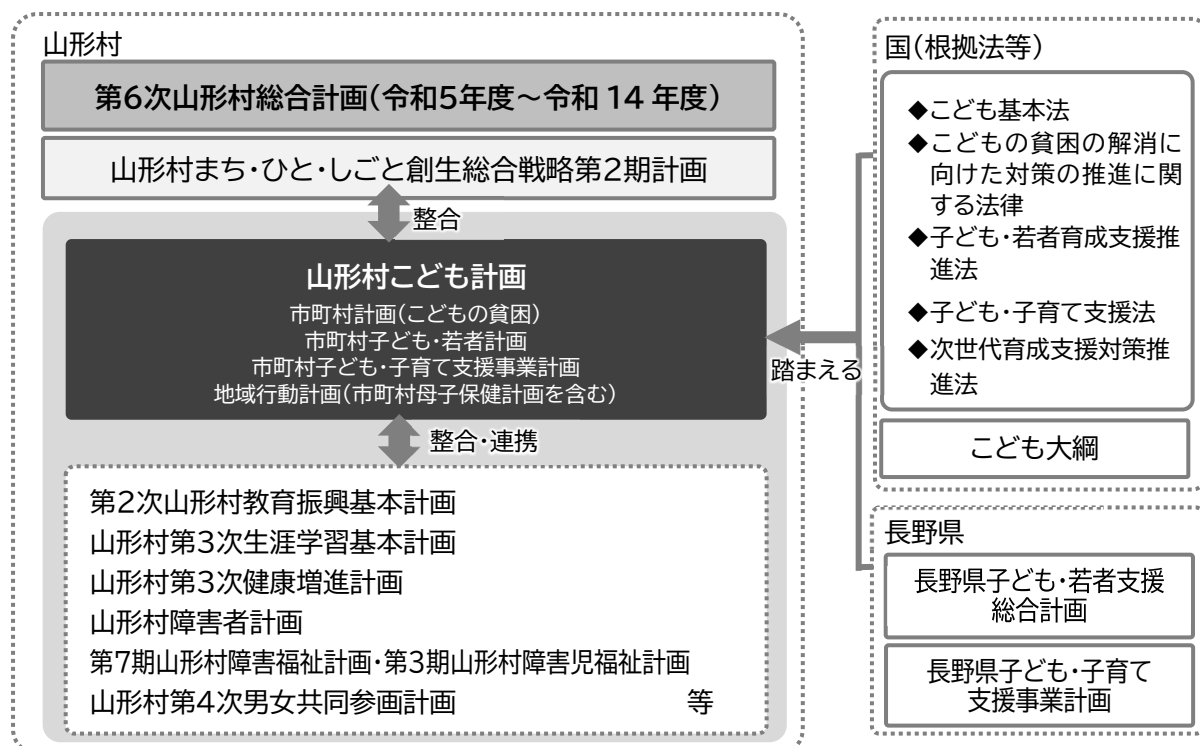
また、本村の最上位計画である第6次山形村総合計画の具体的な行動計画として、長野県や本村の関連計画との整合性を保ちながら、本計画の施策を総合的・一体的に推進します。

■「こども基本法」抜粋

（都道府県こども計画等）

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

■本計画の位置づけ



3 計画の対象

本計画は、こどもと子育て当事者、子育て支援にかかわる行政、企業等、本村のすべての村民及び団体を対象とします。

本計画における「こども」とは、乳幼児期、学童期及び思春期からなる 18 歳未満の者とします。「若者」とは、18 歳以上の成人を超えた方からおおむね 30 歳未満の者とします。施策によっては、ポスト青年期と呼ばれる 39 歳までを対象とします。

4 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

■本計画の期間



5 踏まえるべき国の政策動向

国では、こども・子育てを取り巻く状況の変化を踏まえ、法律の制定や制度の創設、新たな計画の策定・推進を行っています。

■こども・子育てに関する法律・制度等

年月	法律・制度など	内容
令和元年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律」成立	こどもの権利の尊重、教育機会の保障、保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことが明記された。また、市町村においても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
令和元年 11月	「子供の貧困対策に関する大綱」決定	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	「子供・若者育成推進大綱（第3次）」決定	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 12月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」決定	一人ひとりのこどものウェルビーイング（将来にわたって幸せな状態）を高め、こどもまんなか社会をめざすために、こども家庭庁を創設することが明記された。
令和4年 6月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	「こども基本法」成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされている。また、市町村こども計画の策定が努力義務化された。
令和5年 4月	「こども家庭庁」設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。
令和5年 6月	「こども未来戦略方針」閣議決定	若い世代が結婚やこどもを生み育てることへの希望を持ちながらも所得や雇用への不安などから将来展望を描けない現状の課題に対して、異次元の少子化対策を実現するための「加速化プラン」が示された。
令和5年 12月	「こども大綱」閣議決定	「こども基本法」に基づき、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野を一元化し、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針が示された。市町村こども計画はこども大綱を勘案し、策定することとされている。
令和6年 6月	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」成立	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、共働き・共育での推進、児童手当等にあてるための子ども・子育て支援金制度の創設等が示された。
令和6年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正	こども大綱を踏まえ、法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として推進されなければならないこと及び、貧困の状況にある者の妊娠から出産までとそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないことが明記された。

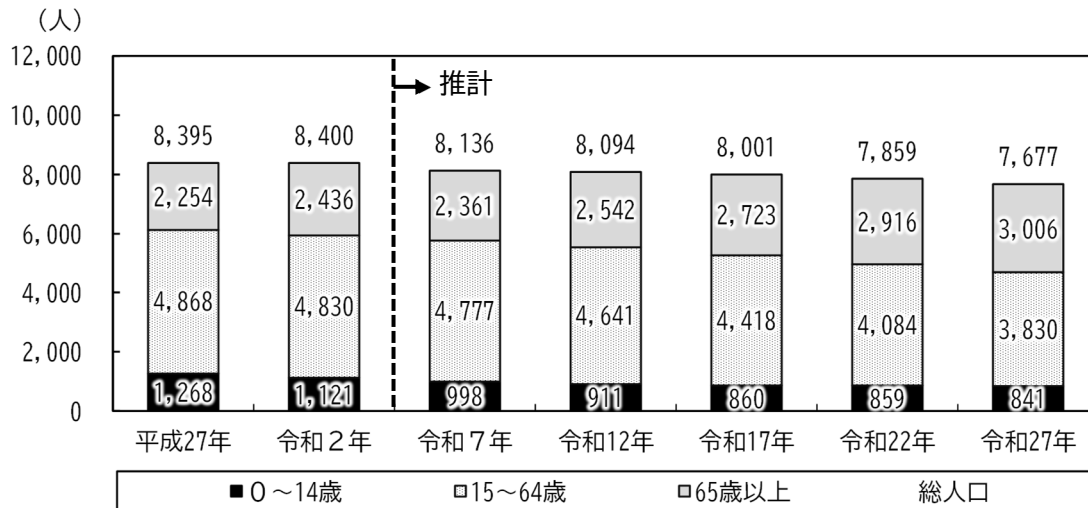
第2章 こども・若者や子育て家庭を 取り巻く環境

1 人口・世帯等の動向

(1)人口の状況

人口推計をみると、総人口は減少が見込まれています。0～14歳の人口が減少傾向にある一方で、65歳以上の人口は増加し、今後少子高齢化が進んでいくことが見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移と推計

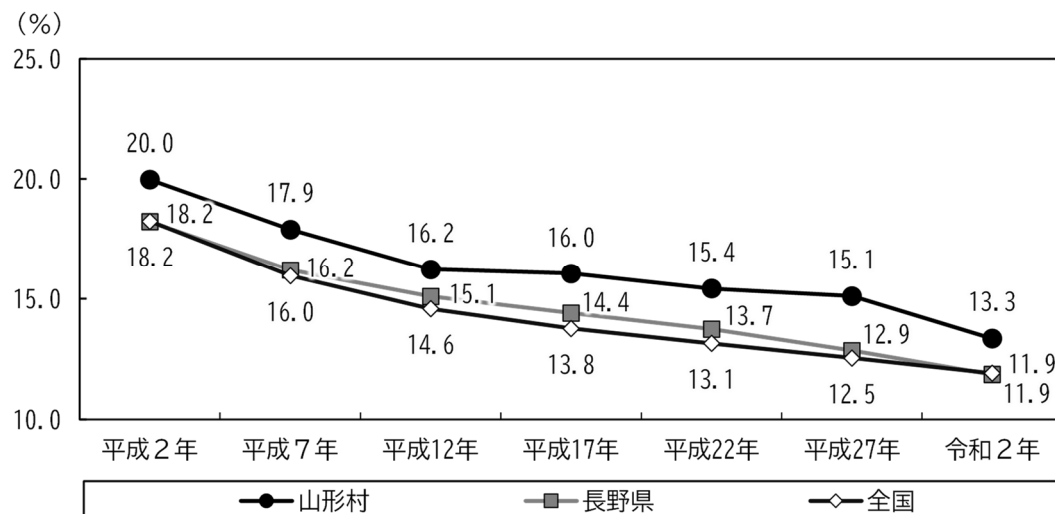


資料：日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)

※令和2年までは国勢調査(総人口には年齢不詳を含む)

年少人口割合の推移をみると、本村は平成2年から一貫して減少していますが、全国・長野県と比較すると高い割合で推移しています。

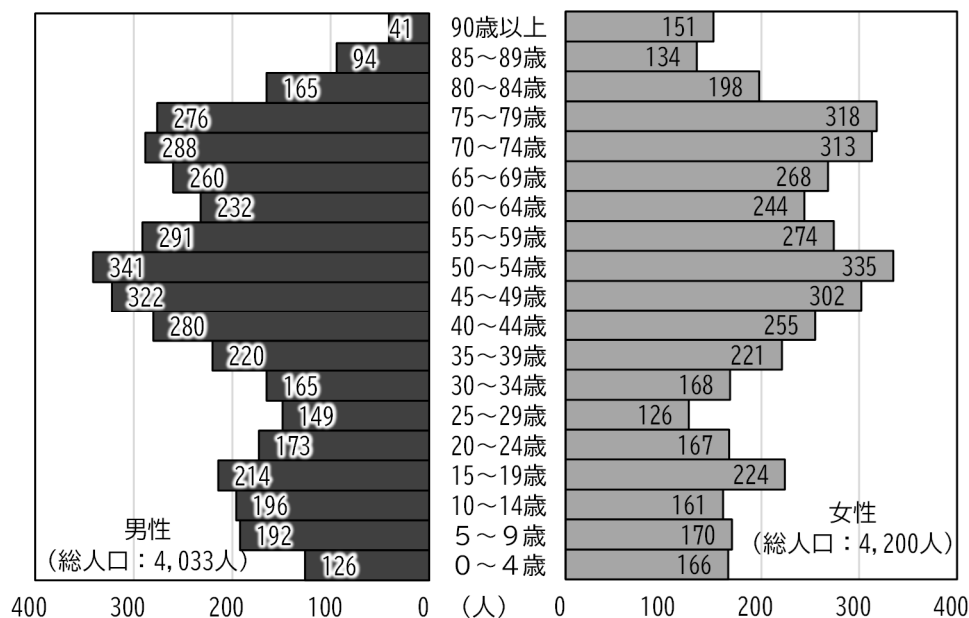
■年少人口割合の推移(全国・長野県との比較)



資料：国勢調査(各年10月1日)

令和6年4月1日現在の人口ピラミッドをみると、男女ともに50～54歳のいわゆる団塊ジュニア世代の人口が全年齢区分の中で最も多くなっています。団塊ジュニア世代のこども世代にあたる部分にふくらはみはみられず、出産適齢期の女性人口も少なくなっています。

■人口ピラミッド

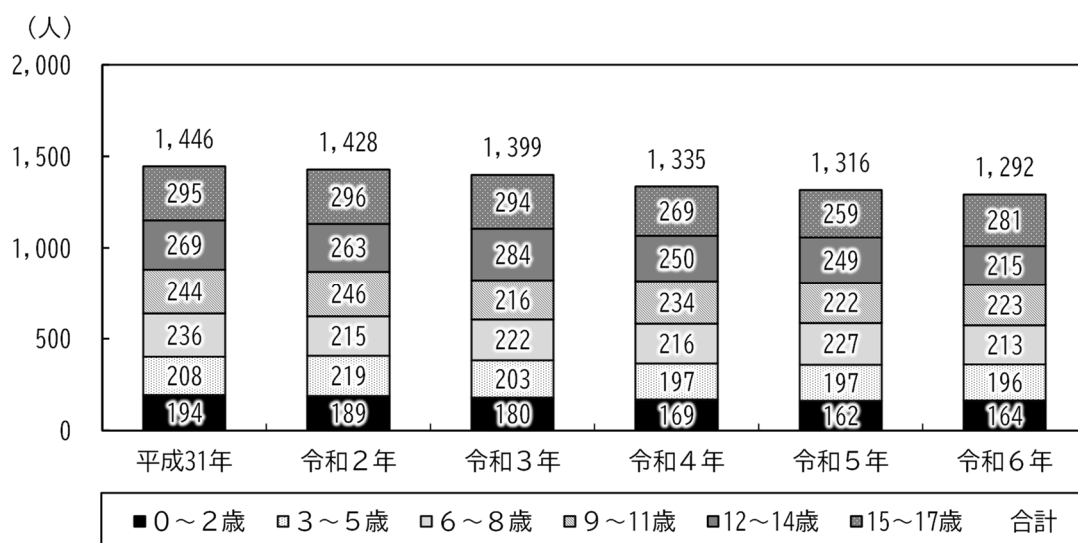


資料：長野県毎月人口異動調査(令和6年4月1日)

※総人口には年齢不詳人口を含む

こどもの人口の推移をみると、0～17歳の人口の合計は年々減少傾向にあります。各年齢区分により増減はありますが、特に令和3年以降の12～14歳の人口が大幅に減少しています。

■こどもの人口の推移

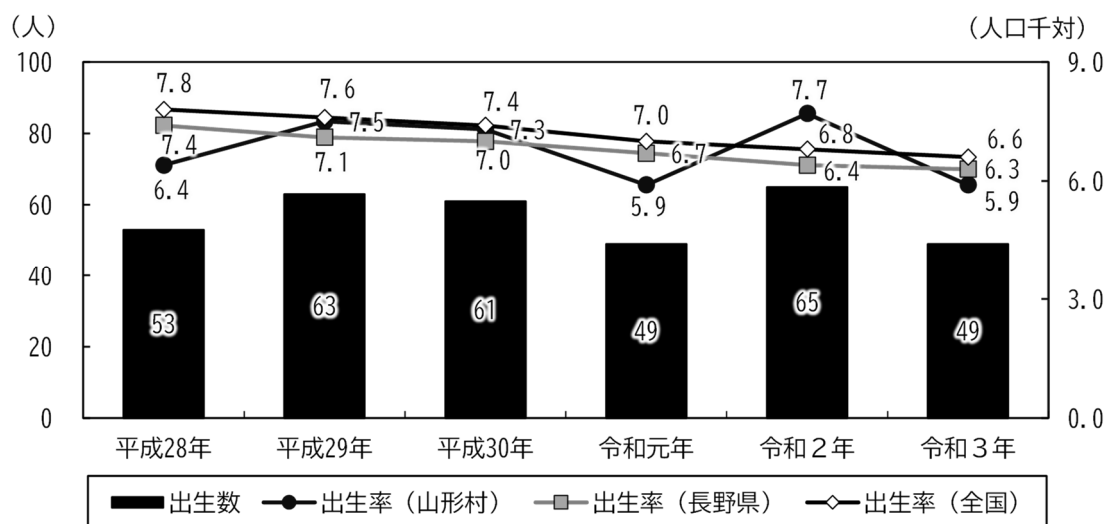


資料：長野県毎月人口異動調査(各年4月1日)

(2)出生の状況

出生数の推移をみると、増減しながら推移しており、令和3年では49人となっています。出生率は令和3年で5.9と全国・長野県と比較すると低くなっています。

■出生数と出生率の推移(全国・長野県との比較)

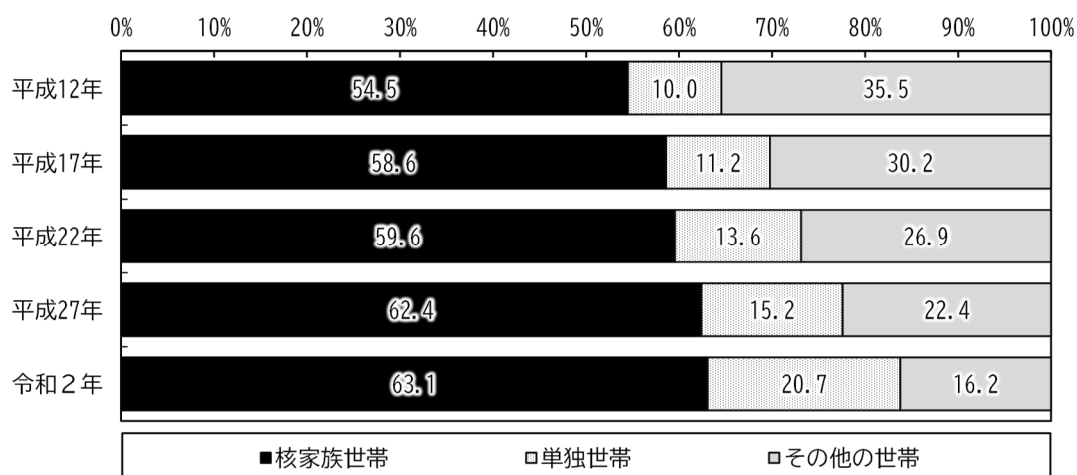


資料：(全国)人口動態統計(各年4月1日)
(長野県・山形村)長野県毎月人口異動調査(各年4月1日)

(3)世帯の状況

一般世帯における構成割合をみると、令和2年では核家族世帯が63.1%と最も高くなっています。経年でみると、核家族世帯、単独世帯の割合がそれぞれ高くなっており、三世帯世帯を含むその他の世帯の割合が減少しています。

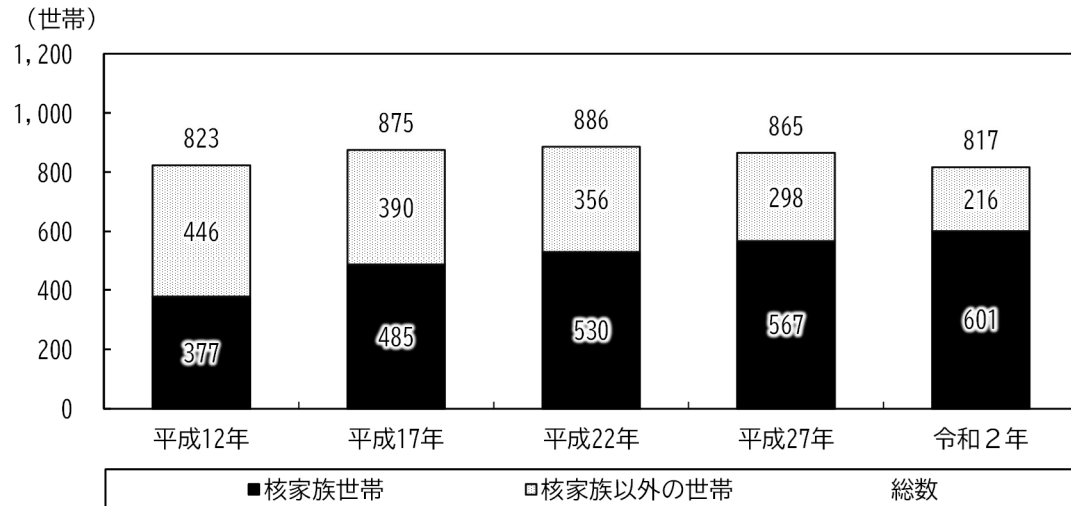
■一般世帯数の構成割合の推移



資料：国勢調査

18歳未満のこどものいる世帯数の推移をみると、平成22年をピークに減少し、令和2年では817世帯となっています。18歳未満のこどものいる世帯のうち、核家族世帯が年々増加し、令和2年では601世帯となっています。核家族以外の世帯は減少傾向にあります。

■18歳未満のこどものいる世帯数の推移

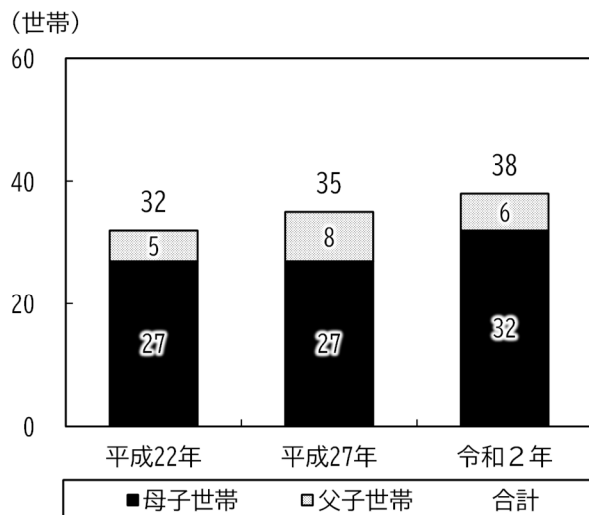


資料:国勢調査

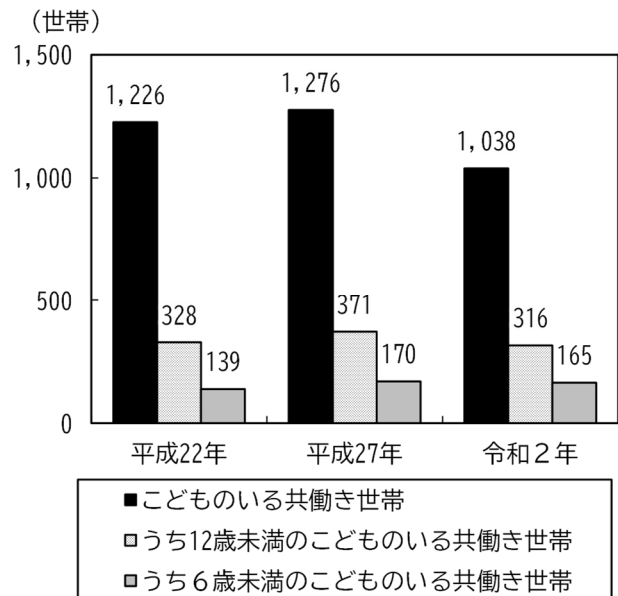
ひとり親世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年では38世帯となっています。ひとり親世帯のうち、母子世帯が増加し、令和2年で32世帯となっています。

こどものいる共働き世帯数の推移をみると、平成27年から減少し、令和2年では1,038世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移



■共働き世帯数の推移

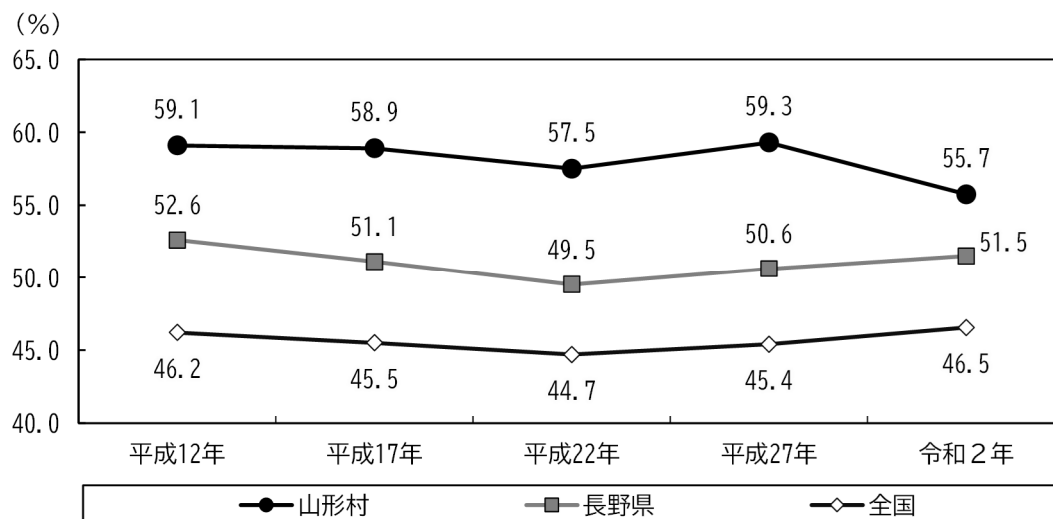


資料:国勢調査

(4)就業の状況

女性の就業率の推移をみると、本村は平成 27 年から減少していますが、全国・長野県と比較すると高い割合で推移しています。

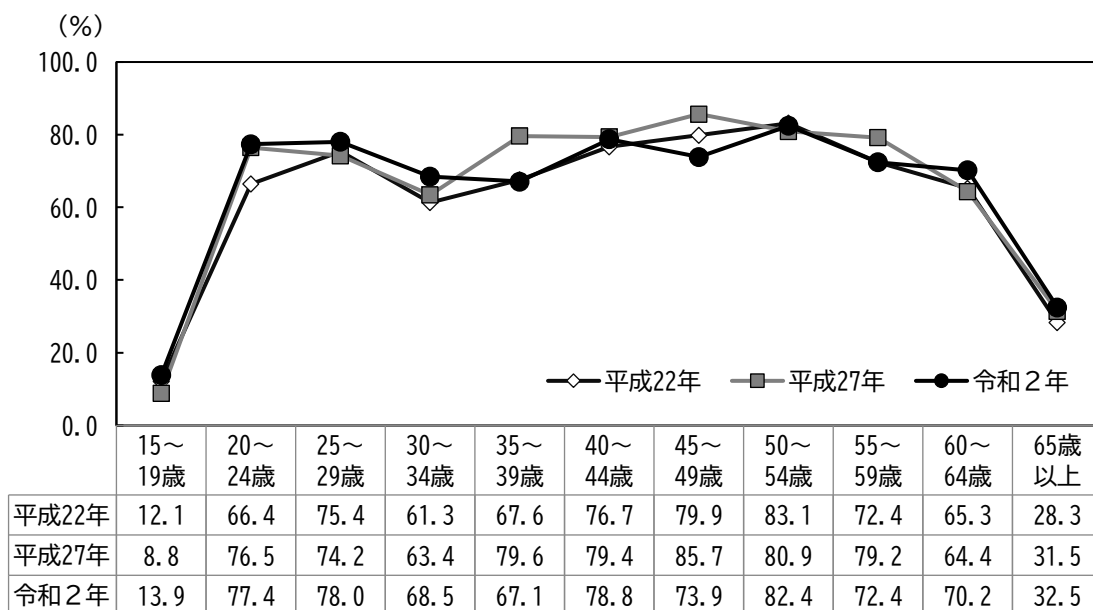
■女性の就業率の推移(全国・長野県との比較)



資料:国勢調査

女性の年齢別就業率をみると、令和 2 年では 15～34 歳の若年女性の就業率が平成 22 年、平成 27 年と比較して増加しています。

■女性の年齢別就業率(平成 22 年・平成 27 年比較)



資料:国勢調査

2 支援を必要とする家庭の状況

(1) 相談支援事業の状況

相談支援事業実績の推移をみると、子育て支援課による相談件数が多くなっています。特に「訪問」での相談が前年度に比べて大きく増加しています。

その他の相談支援については、出生数の減少に伴い減少しているものの、継続して実施していく必要があります。

■相談支援事業実績の推移

(単位:件)

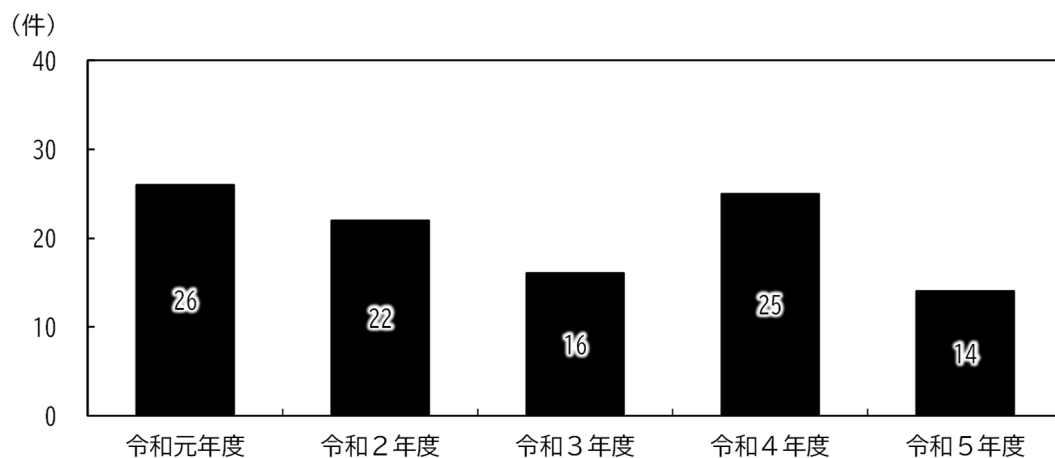
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援課による 相談	面接	78	110	226	173	207
	訪問	28	16	56	18	88
	電話	117	91	148	108	107
その他の相談支援	妊婦相談	48	55	51	47	40
	新生児訪問	45	47	46	52	44
	乳児家庭訪問	42	64	47	51	38
	2ヶ月相談	71	78	61	58	59

資料：子育て支援課、保健福祉課

(2) 児童虐待の状況

児童虐待認知件数の推移をみると、増減しながら推移しており、令和5年度で14件となっています。

■児童虐待認知件数の推移

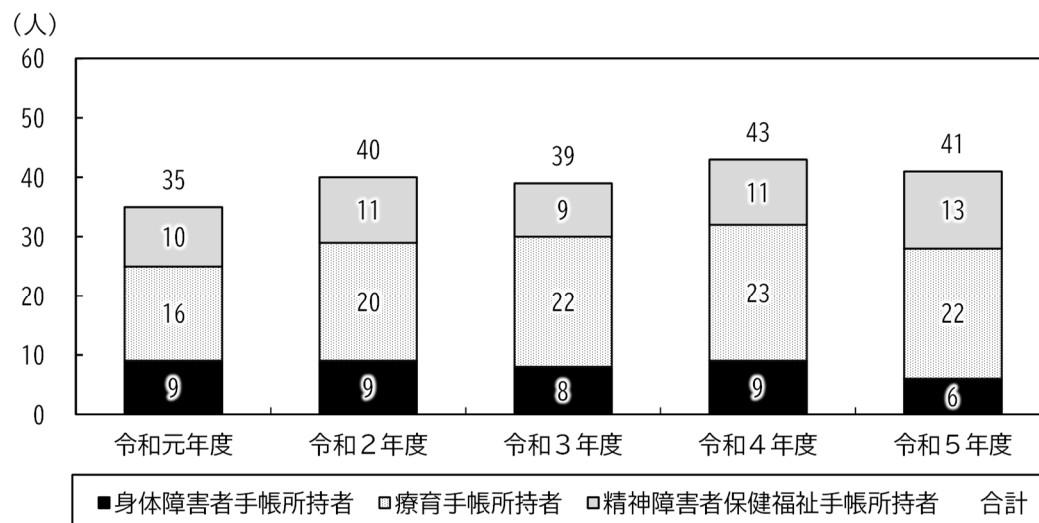


資料：子育て支援課

(3)障がいのある児童の状況

18歳未満の障害者手帳所持者数の推移をみると、合計で30人後半から40人台で推移しており、令和5年度で41人となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者が微増し、令和5年度で13人となっています。

■18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

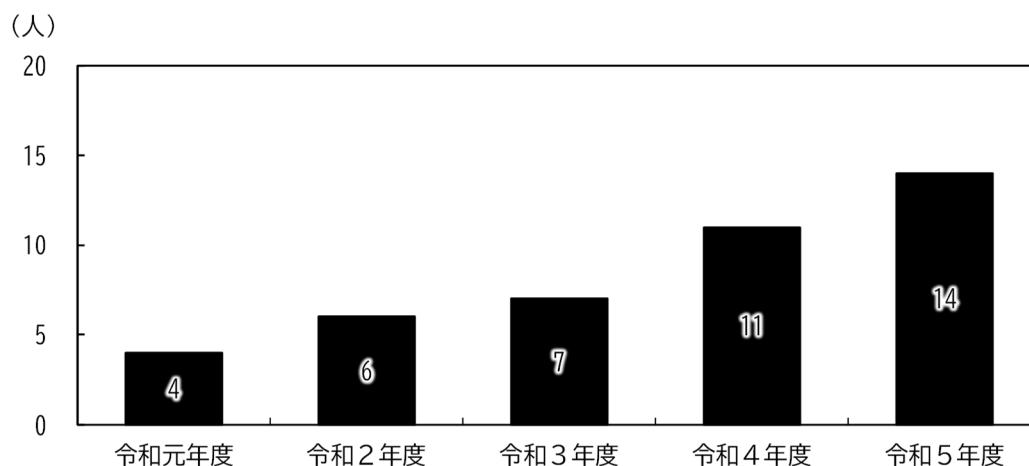


資料：保健福祉課

(4)不登校児童の状況

不登校児童数の推移は、年々増加しており、令和5年度で14人となっています。

■不登校児童数の推移



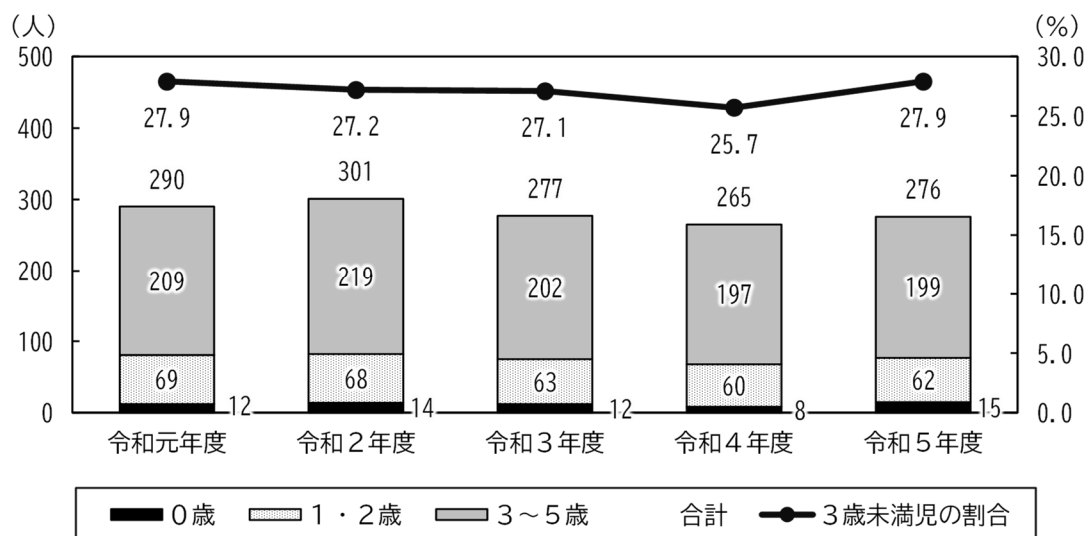
資料：教育委員会

3 子育て支援サービスの状況

(1) 幼児期の教育・保育サービスの提供状況

保育園における年齢別入所児童数の推移をみると、合計で 200 人後半から 300 人台で推移しており、令和 5 年度で 276 人となっています。令和 5 年度は、令和 4 年度と比較すると各年代で増加しており、3 歳未満児の割合においても高くなっています。

■保育園における年齢別入所児童数の推移



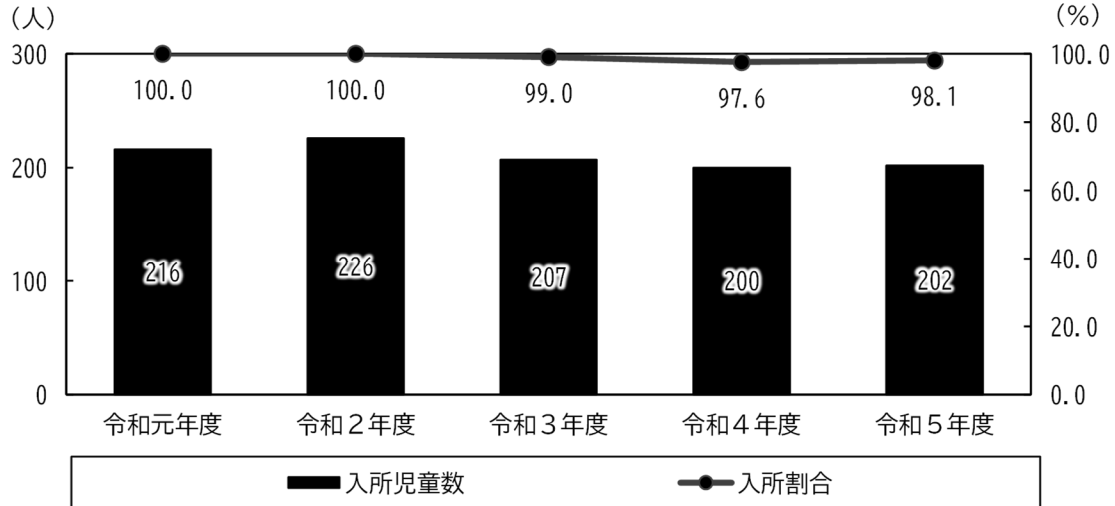
資料：子育て支援課

※保育園のみの入所児童数

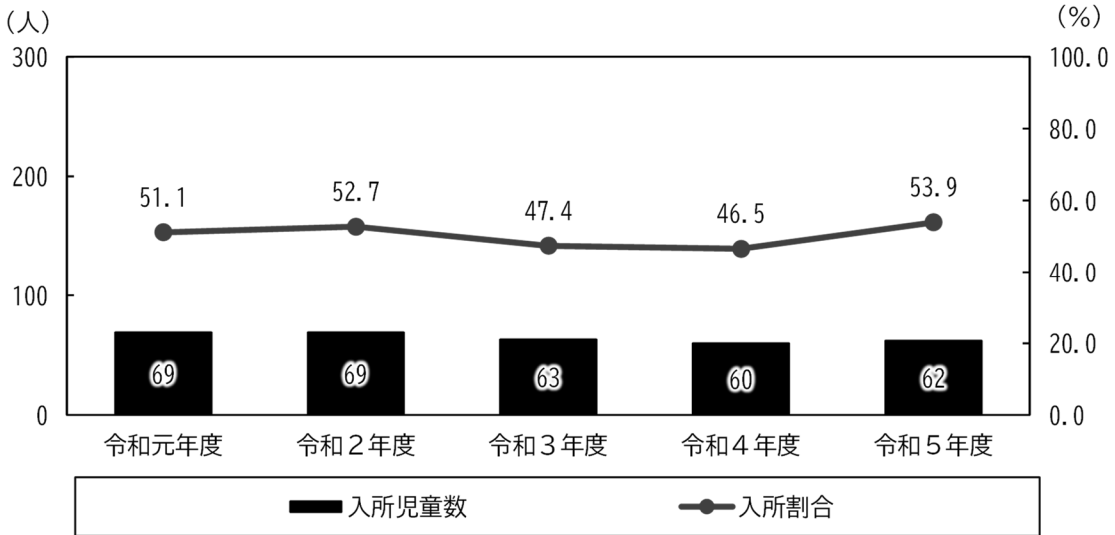
《参考データ》

年齢別の入所児童数及び入所割合の推移

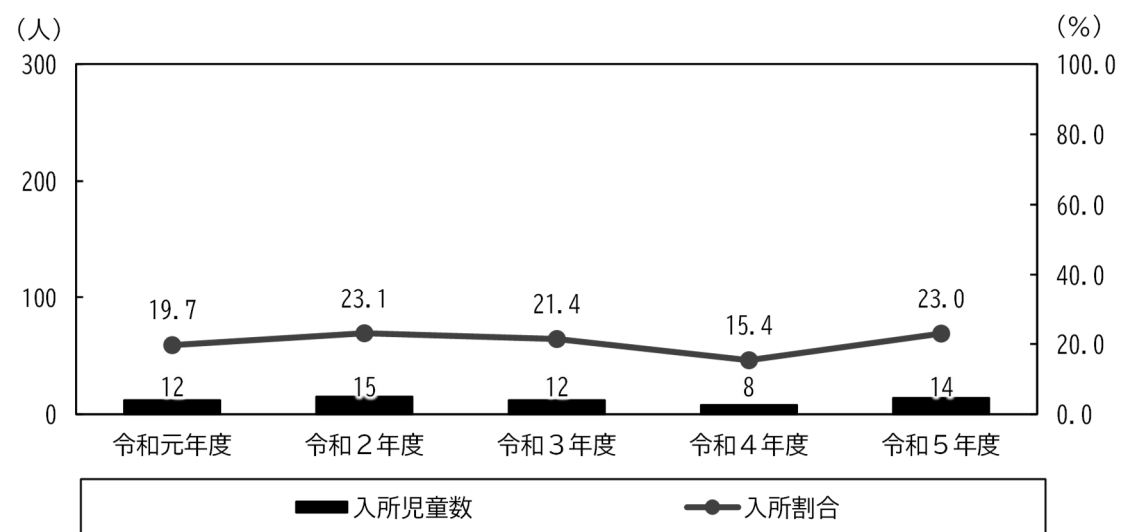
■3～5歳の入所児童数及び入所割合の推移



■1・2歳の入所児童数及び入所割合の推移



■0歳の入所児童数及び入所割合の推移



資料：子育て支援課

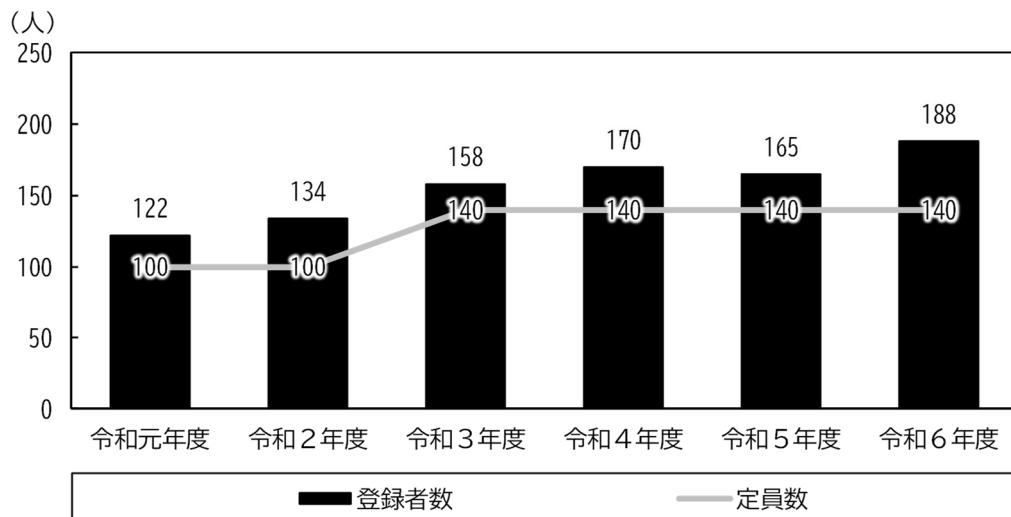
※入所児童数は、保育園及び幼稚園の入所児童数の合算。

※入所割合は、入所児童数を「長野県毎月人口異動調査（4月1日時点）」における年齢別人口で割った数値。

(2)放課後児童向けのサービス提供状況

放課後児童クラブの利用児童数の推移をみると、おおむね増加傾向にあり、令和6年度では188人となっています。また、いずれ年度においても定員を超過しており、放課後児童クラブのニーズが高いことがうかがえます。

■放課後児童クラブの利用児童数の推移 ※休日のみ利用者を除く



資料：子育て支援課

4 アンケート調査等の結果からみるこども・若者・子育ての現状

(1) 調査概要

本計画策定の基礎資料として、各種サービスに対するニーズ、本村の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯やこども・若者の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

■実施概要

調査区分		実施方法	調査期間	配布数	有効回収数	有効回収率
ニーズ調査	就学前児童保護者	郵送配布・郵送回収	令和6年7月29日 ～8月23日	276件	113件	40.9%
	小学生児童保護者	郵送配布・web回答	令和6年7月29日 ～8月23日	218件	67件	30.7%
こども・若者調査		郵送配布・web回答	令和6年7月29日 ～8月23日	200件	33件	16.5%
小学5年生・6年生調査		学校配布・web回答	令和6年7月9日 ～7月18日	回収状況		128件

(2) ニーズ調査結果

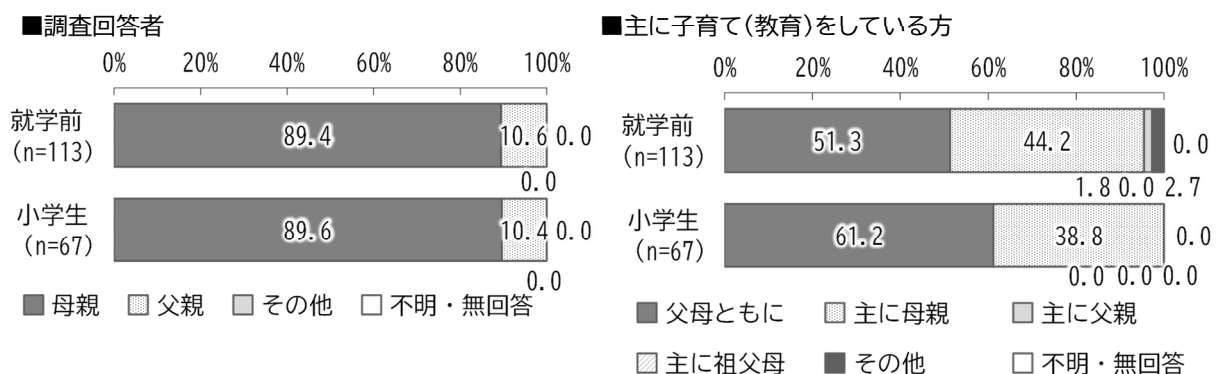
※図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表します。（以下同様）

※グラフ中の「就学前」は「就学前児童保護者調査」を、「小学生」は「小学生児童保護者調査」を簡略化したものです。

① 回答者の属性

○調査回答者は、就学前では「母親」が89.4%、「父親」が10.6%となっています。小学生では「母親」が89.6%、「父親」が10.4%となっています。

○主に子育て（教育）をしている方は、就学前では「父母ともに」が51.3%と最も高く、次いで「主に母親」が44.2%となっています。小学生では「父母ともに」が61.2%と最も高く、次いで「主に母親」が38.8%となっています。



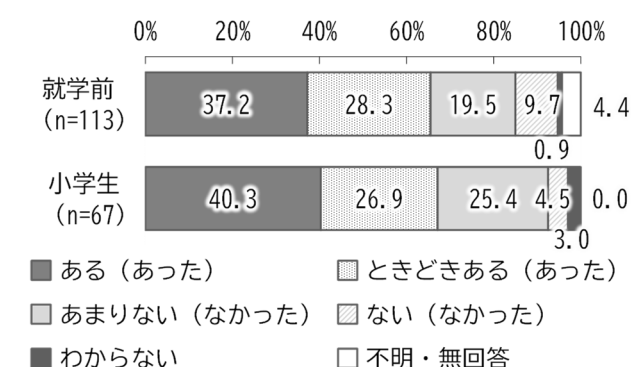
② 子育ての悩み

○妊娠期の不安や負担は、就学前では『ある』（「ある（あった）」＋「ときどきある（あった）」）が 65.5%、『ない』（「ない（なかった）」＋「あまりない（なかった）」）が 29.2%となっています。小学生では『ある』が 67.2%、『ない』が 29.9%となっています。

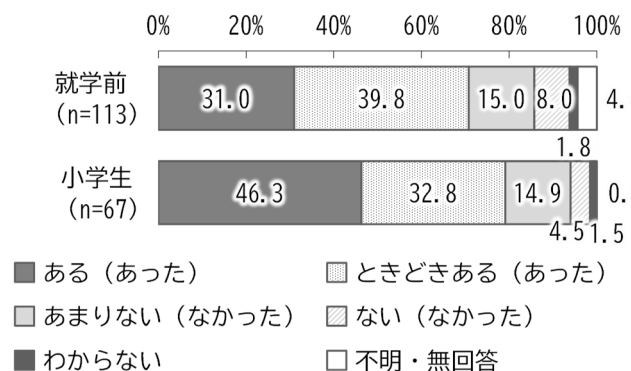
○子育て中の不安や負担は、就学前では『ある』が 70.8%、『ない』が 23.0%となっています。小学生では『ある』が 79.1%、『ない』が 19.4%となっています。

○子育てを楽しんでいるかは、就学前では『そう感じる』（「そう感じる」＋「ややそう感じる」）が 82.3%、『そう感じない』（「そう感じない」＋「あまりそう感じない」）が 7.1%となっています。小学生では『そう感じる』が 89.5%、『そう感じない』が 7.5%となっています。

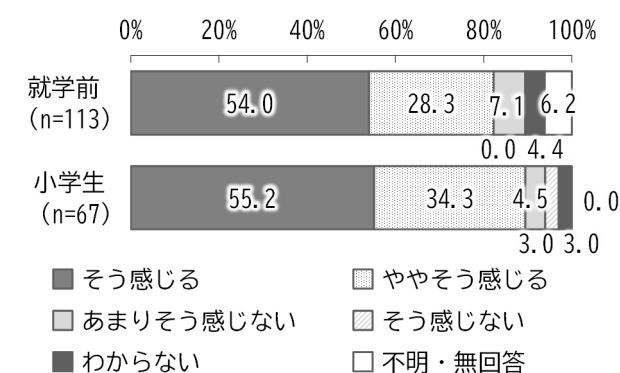
■妊娠期の不安や負担の有無



■子育て中の不安や負担の有無



■子育てを楽しんでいるか



■妊娠期や子育て中の不安や負担の内容(一部抜粋)

- ・近くに産婦人科がないこと。
- ・流産や早産の不安。
- ・風邪の時に仕事を休まないといけないこと。
- ・金銭的な不安が大きい。
- ・母親になって生活が変わることへの漠然とした不安。
- ・妊娠中、仕事や家事、上のこどもをみながらだったため、精神的・体力的に辛かった。
- ・こどもの世話に時間を取られるため、その分仕事や自由時間が制限されてしまう。
- ・こどもの発育や発達、健康が不安。
- ・標準的成長をしているかどうか不安。
- ・休日、こどもを預けられる場所がなく困った。
- ・1人での家事・育児は身体的、精神的にも負担が大きい。

■楽しいと感じない理由(一部抜粋)

- ・兄弟喧嘩が日常茶飯事で、常にイライラしてしまう。
- ・子育てで感じる喜びがないわけではないが、こどもの特性上の辛さ、大変さ、疲れが勝ってしまう。
- ・やるが多すぎて休めない。核家族で分担しているが、しっかりと子育てできている自信がない。

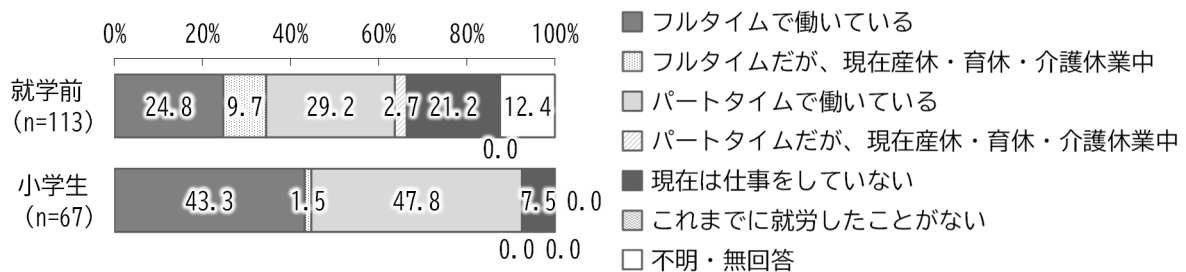
③ 親の就労状況

○母親の就労状況は、就学前では「パートタイムで働いている」が29.2%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が24.8%となっています。小学生では「パートタイムで働いている」が47.8%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が43.3%となっています。

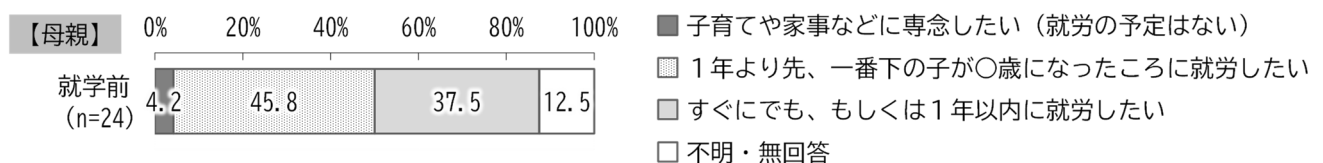
○就労していない母親の今後の就労意向は、「1年より先、一番下の子が〇歳になったところに就労したい」が45.8%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が37.5%となっています。

○育児休業の取得状況は、母親では「取得した（取得中である）」が46.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」が36.3%となっています。父親では「取得していない」が71.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が18.6%となっています。

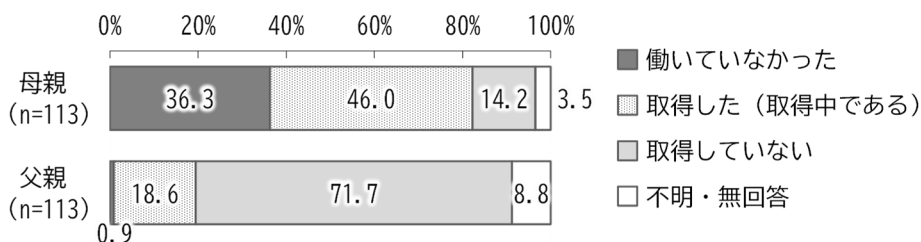
■母親の就労状況



■就労していない母親の今後の就労意向[就学前]



■育児休業の取得状況[就学前]

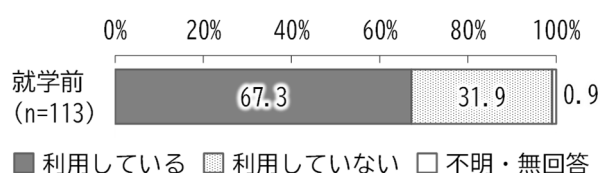


④ 幼児教育・保育事業について

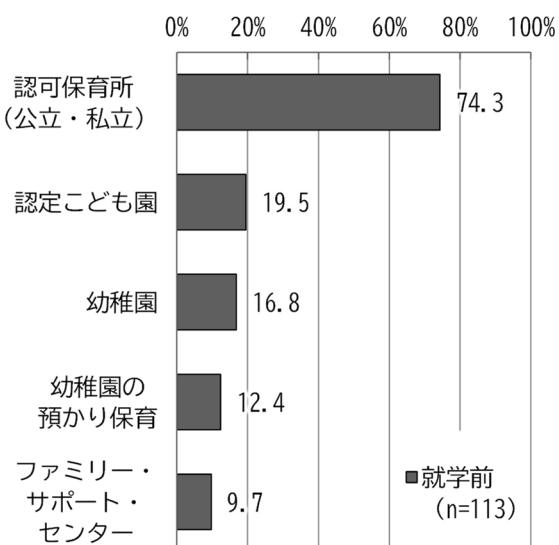
○定期的な幼児教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が67.3%、「利用していない」が31.9%となっています。

○今後、定期的にご利用したい事業は、「認可保育所（公立・私立）」が74.3%と最も高く、次いで「認定こども園」が19.5%となっています。

■定期的な幼児教育・保育事業の利用状況[就学前]



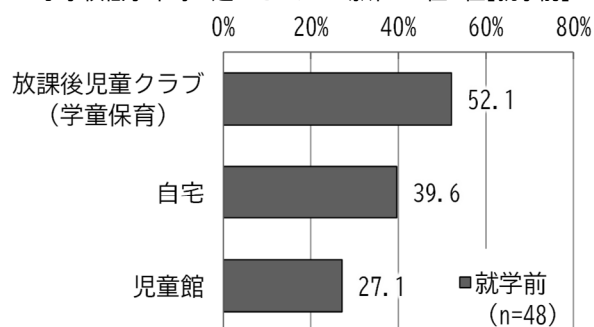
■今後、定期的にご利用したい事業※上位5位[就学前]



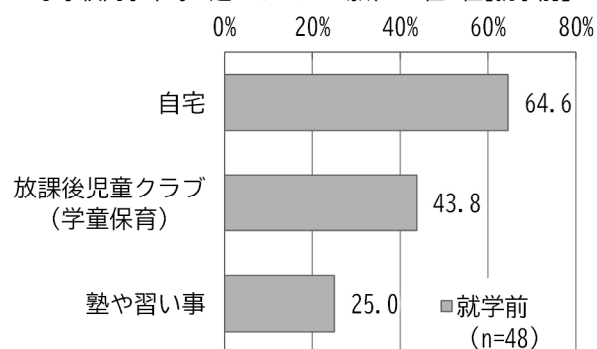
⑤ 放課後の過ごし方について

○小学校低学年時に過ごさせたい放課後の場所は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が52.1%と最も高く、次いで「自宅」が39.6%となっています。小学校高学年時に過ごさせたい放課後の場所は、「自宅」が64.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が43.8%となっています。

■小学校低学年時に過ごさせたい場所※上位3位[就学前]



■小学校高学年時に過ごさせたい場所※上位3位[就学前]



⑥ 子育て全般について

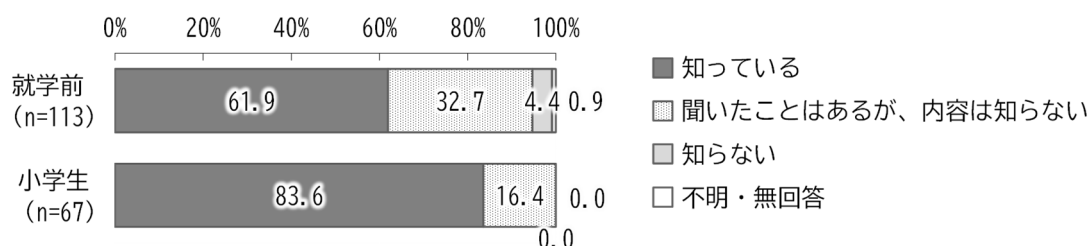
○「こどもの貧困」の認知度は、就学前では「知っている」が61.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が32.7%となっています。小学生では「知っている」が83.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が16.4%となっています。

○「ヤングケアラー」の認知度は、就学前では「聞いたことがあり、内容も知っている」が75.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が15.0%となっています。小学生では、「聞いたことがあり、内容も知っている」が86.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が11.9%となっています。

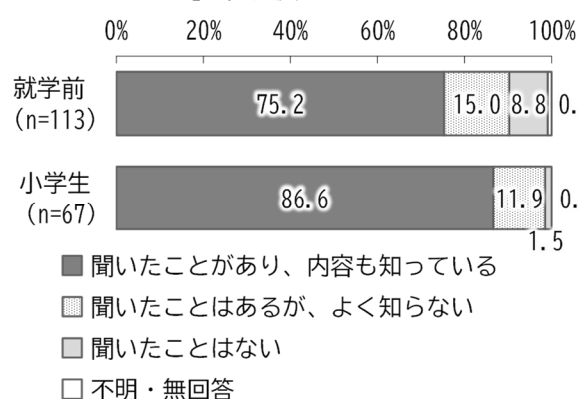
○「ヤングケアラー」と思われるこどもの有無は、就学前では「いる」が1.8%、「いない」が72.6%、「わからない」が21.2%となっています。小学生では「いる」が3.0%、「いない」が56.7%、「わからない」が38.8%となっています。

○山形村において「こどもの権利」が尊重されていると思うかは、就学前では『尊重されていると思う』（「とても尊重されていると思う」＋「どちらかといえば尊重されていると思う」）が48.7%、『尊重されていると思わない』（「まったく尊重されていると思わない」＋「どちらかといえば尊重されていると思わない」）が9.8%、「わからない」が40.7%となっています。小学生では『尊重されていると思う』が47.8%、『尊重されていると思わない』が12.0%、「わからない」が40.3%となっています。

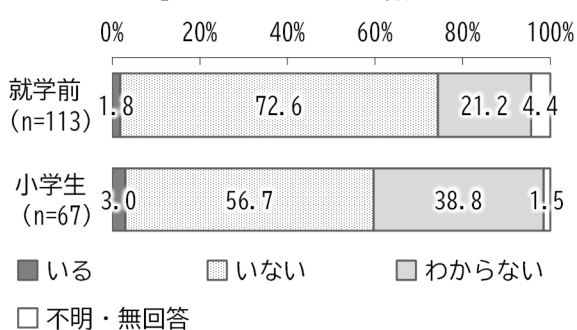
■「こどもの貧困」の認知度



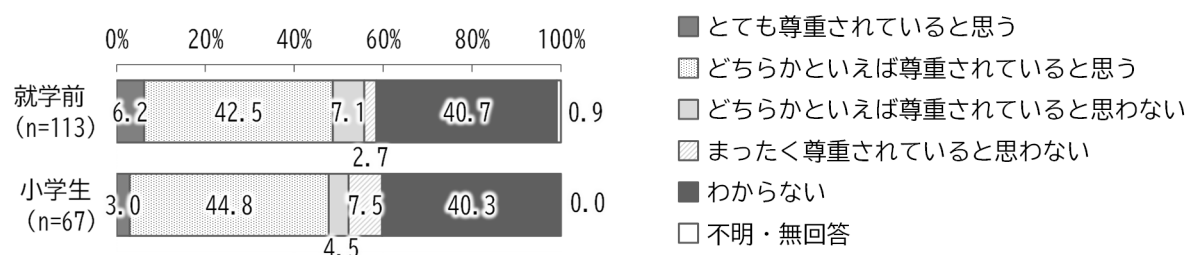
■「ヤングケアラー」の認知度



■「ヤングケアラー」と思われるこどもの有無



■山形村において「こどもの権利」が尊重されていると思うか

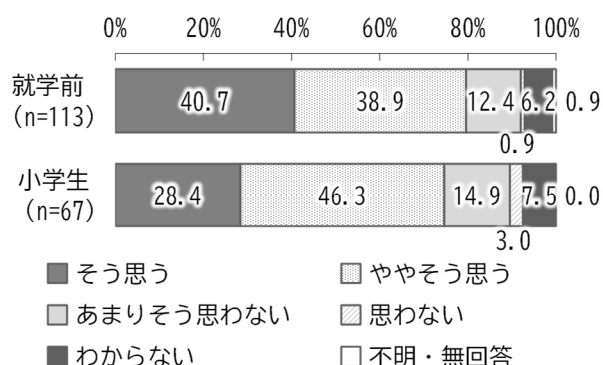


○山形村は子育てしやすい村だと思うかは、就学前では『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）が79.6%、『そう思わない』（「思わない」＋「あまりそう思わない」）が13.3%、「わからない」が6.2%となっています。小学生では『そう思う』が74.7%、『そう思わない』が17.9%、「わからない」が7.5%となっています。

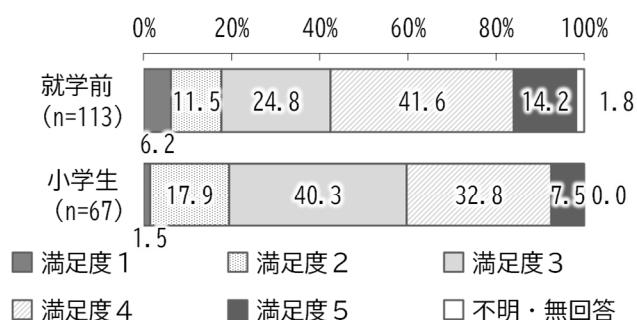
○子育て環境や支援の満足度は、就学前では「満足度4」が41.6%と最も高く、次いで「満足度3」が24.8%となっており、平均点は3.47点となっています。小学生では「満足度3」が40.3%と最も高く、次いで「満足度4」が32.8%となっており、平均点は3.27点となっています。

○特に重要だと思う子育て支援施策は、就学前では「困ったときに子どもを預けられる場所の充実」が69.0%と最も高く、次いで「保育料や医療費の補助など、経済的な支援の充実」が64.6%となっています。小学生では「保育料や医療費の補助など、経済的な支援の充実」が53.7%と最も高く、次いで「困ったときに子どもを預けられる場所の充実」が50.7%となっています。就学前と小学生を比較すると、就学前では「仕事と子育ての両立を支援する保育支援の充実」「犯罪や交通事故から子どもを守るための安心安全なまちづくり」が上位5位に挙げられています。小学生では「小中学生の放課後や休日の居場所や見守りの充実」「医療体制の充実」が上位5位に挙げられています。

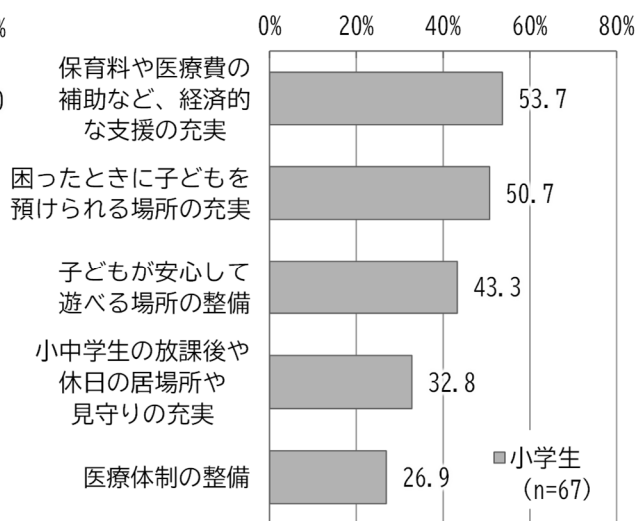
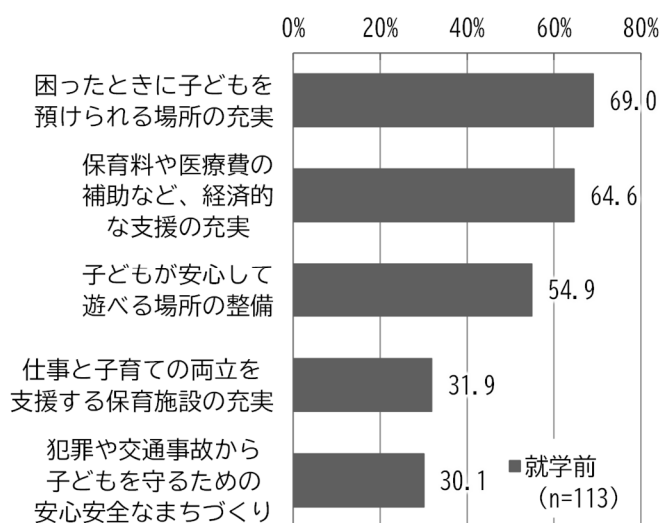
■山形村は子育てしやすい村だと思うか



■子育て環境や支援の満足度



■特に重要だと思う子育て支援施策※上位5位



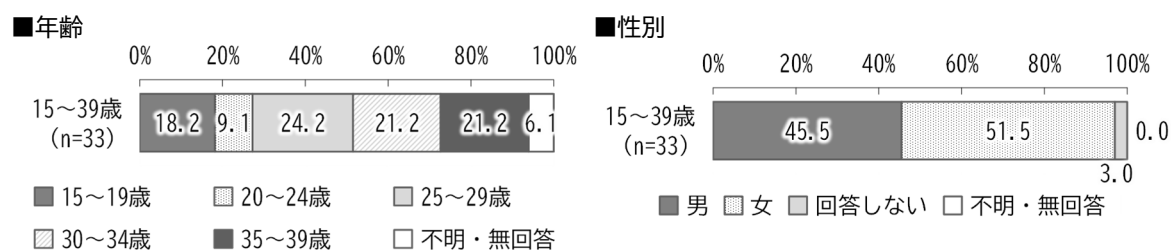
(3)こども・若者調査結果

※調査の対象は、村内在住の15～39歳の方です。

① 回答者の属性

○回答者の年齢は、「25～29歳」が24.2%と最も高く、次いで「30～34歳」「35～39歳」がそれぞれ21.2%となっています。

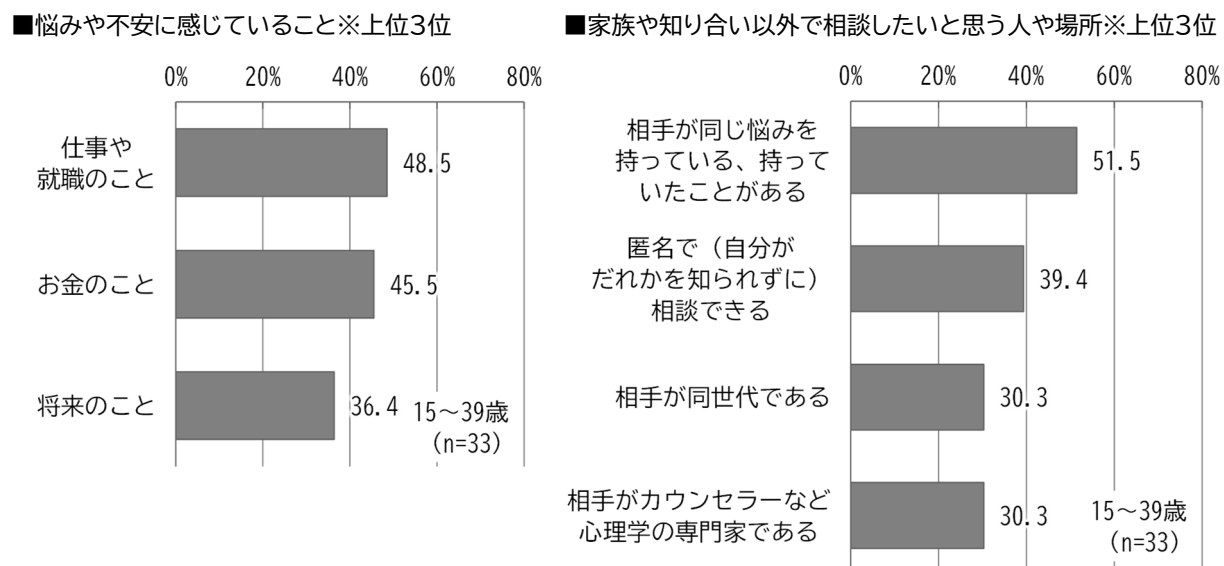
○回答者の性別は、「男」が45.5%、「女」が51.5%、「回答しない」が3.0%となっています。



② 悩みや不安について

○悩みや不安に感じていることは、「仕事や就職のこと」が48.5%と最も高く、次いで「お金のこと」が45.5%となっています。

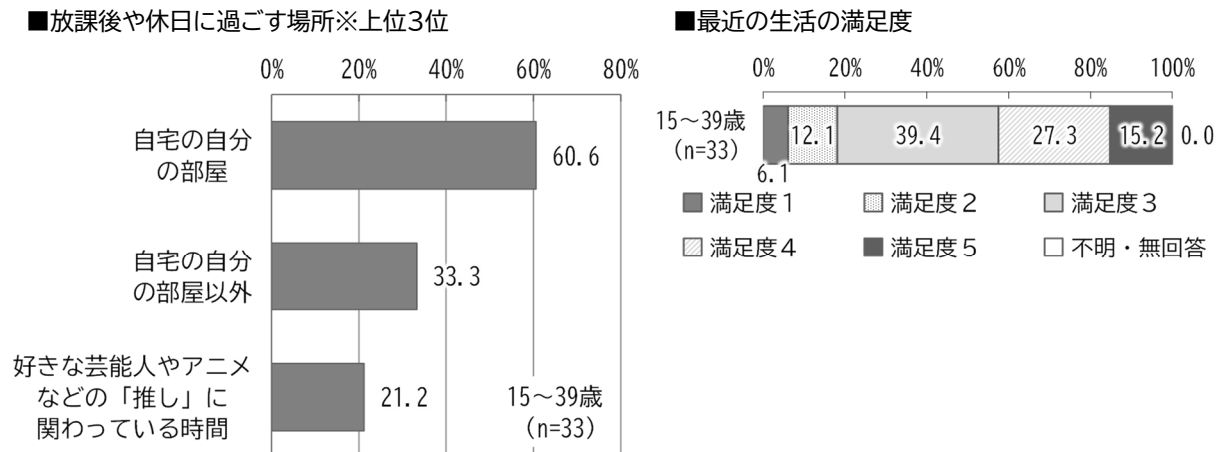
○家族や知り合い以外で相談したいと思う人や場所は、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が51.5%と最も高く、次いで「匿名で（自分がだれかを知られずに）相談できる」が39.4%となっています。



③ ふだんの生活について

○放課後や休日に過ごす場所は、「自宅の自分の部屋」が60.6%と最も高く、次いで「自宅の自分の部屋以外」が33.3%となっています。

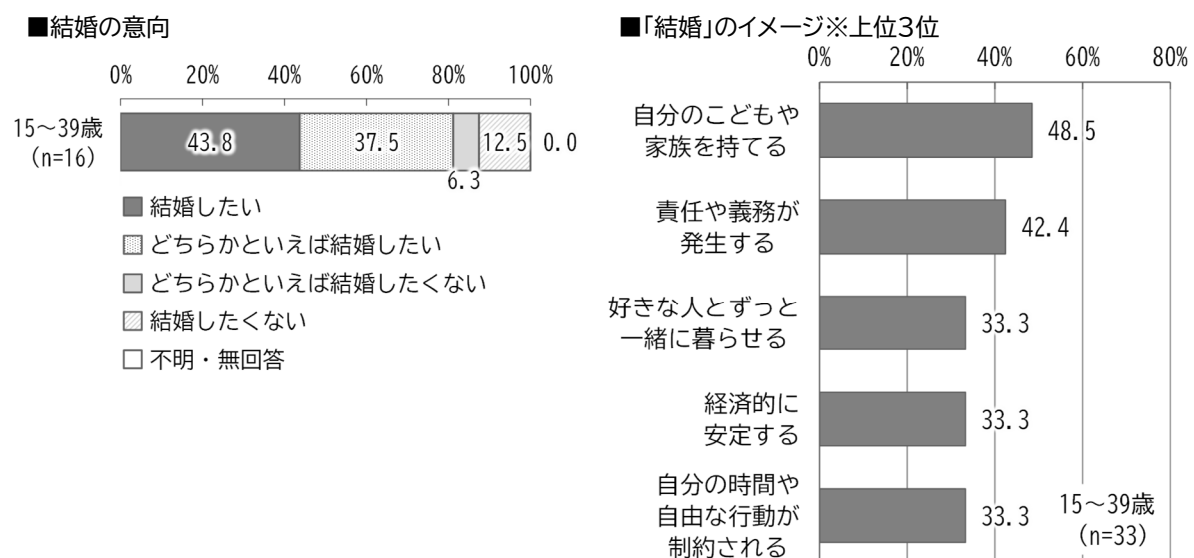
○最近の生活の満足度は、「満足度3」が39.4%と最も高く、次いで「満足度4」が27.3%となっており、平均点は3.33点となっています。



④ 将来について

○結婚できる年齢に達していないまたは、結婚していないと回答した方の結婚の意向は、『結婚したい』（「結婚したい」＋「どちらかといえば結婚したい」）が81.3%、『結婚したくない』（「結婚したくない」＋「どちらかといえば結婚したくない」）が18.8%となっています。

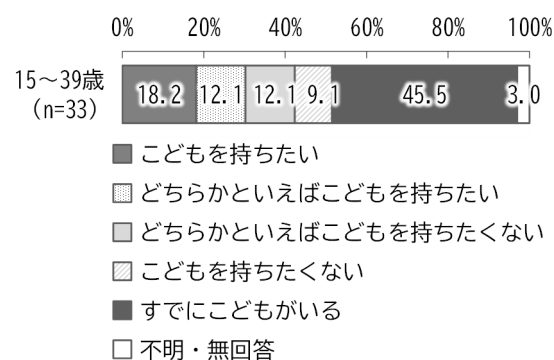
○「結婚」に対するイメージは、「自分の子どもや家族を持てる」が48.5%と最も高く、次いで「責任や義務が発生する」が42.4%となっています。



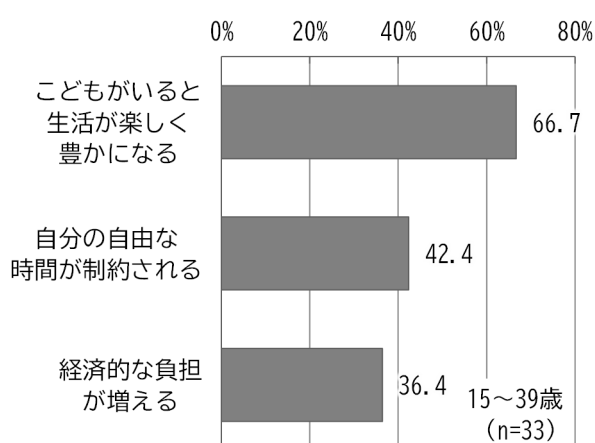
○子どもを持ちたいと思うかは、『子どもを持ちたい』（「子どもを持ちたい」＋「どちらかといえば子どもを持ちたい」）が30.3%、『子どもを持ちたくない』（「子どもを持ちたくない」＋「どちらかといえば子どもを持ちたくない」）が21.2%、「すでに子どもがいる」が45.5%となっています。

○「子どもを持つこと」のイメージは、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」が66.7%と最も高く、次いで「自分の自由な時間が制約される」が42.4%となっています。

■子どもを持ちたいと思うか



■「子どもを持つこと」のイメージ※上位3位

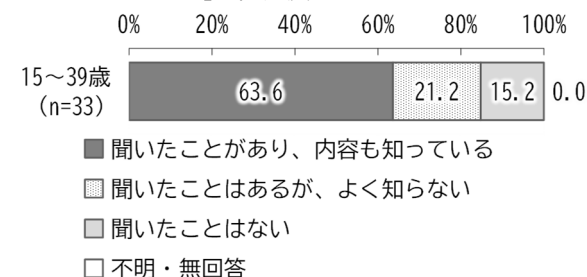


⑤ 子ども・若者支援全般について

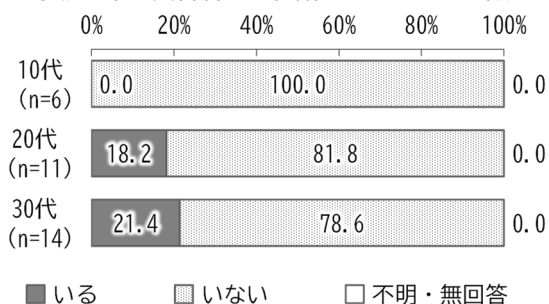
○「ヤングケアラー」の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が63.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が21.2%となっています。

○家族の中で回答者がお世話をしている人の有無は、「いる」が20代、30代でそれぞれ約2割となっています。

■「ヤングケアラー」の認知度



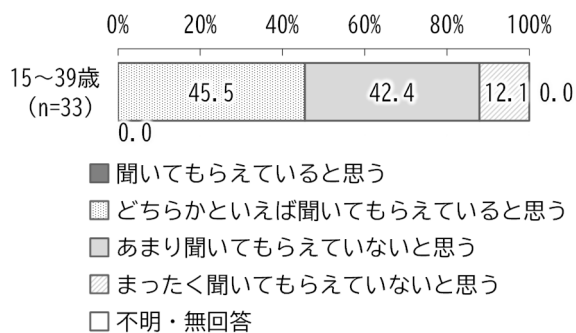
■家族の中で回答者がお世話をしている人の有無



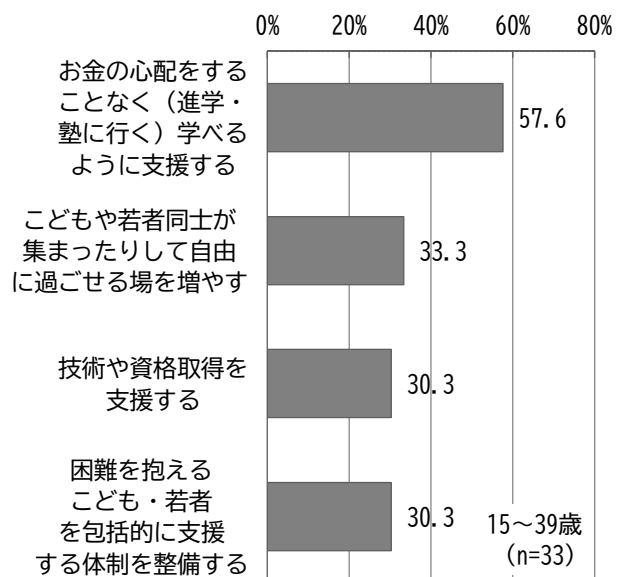
○村の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかは、『聞いてもらえていると思う』（「聞いてもらえていると思う」＋「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」）が45.5%、『聞いてもらえていないと思う』（「まったく聞いてもらえていないと思う」＋「あまり聞いてもらえていないと思う」）が54.5%となっています。

○山形村に必要な取組は、「お金の心配をすることなく（進学・塾に行く）学べるように支援する」が57.6%と最も高く、次いで「こどもや若者同士が集まったりして自由に過ごせる場を増やす」が33.3%となっています。

■村の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか



■山形村に必要な取組※上位3位



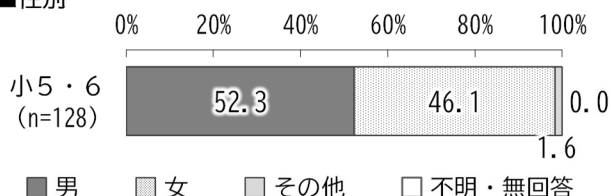
(4) 小学校5年生・6年生調査結果

① 回答者の属性

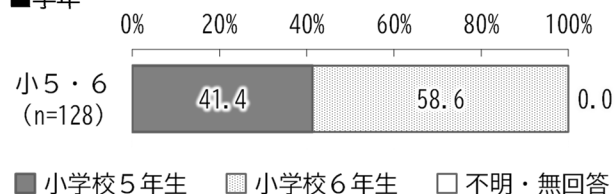
○回答者の性別は、「男」が52.3%、「女」が46.1%となっています。

○回答者の学年は、「小学校5年生」が41.4%、「小学校6年生」が58.6%となっています。

■性別



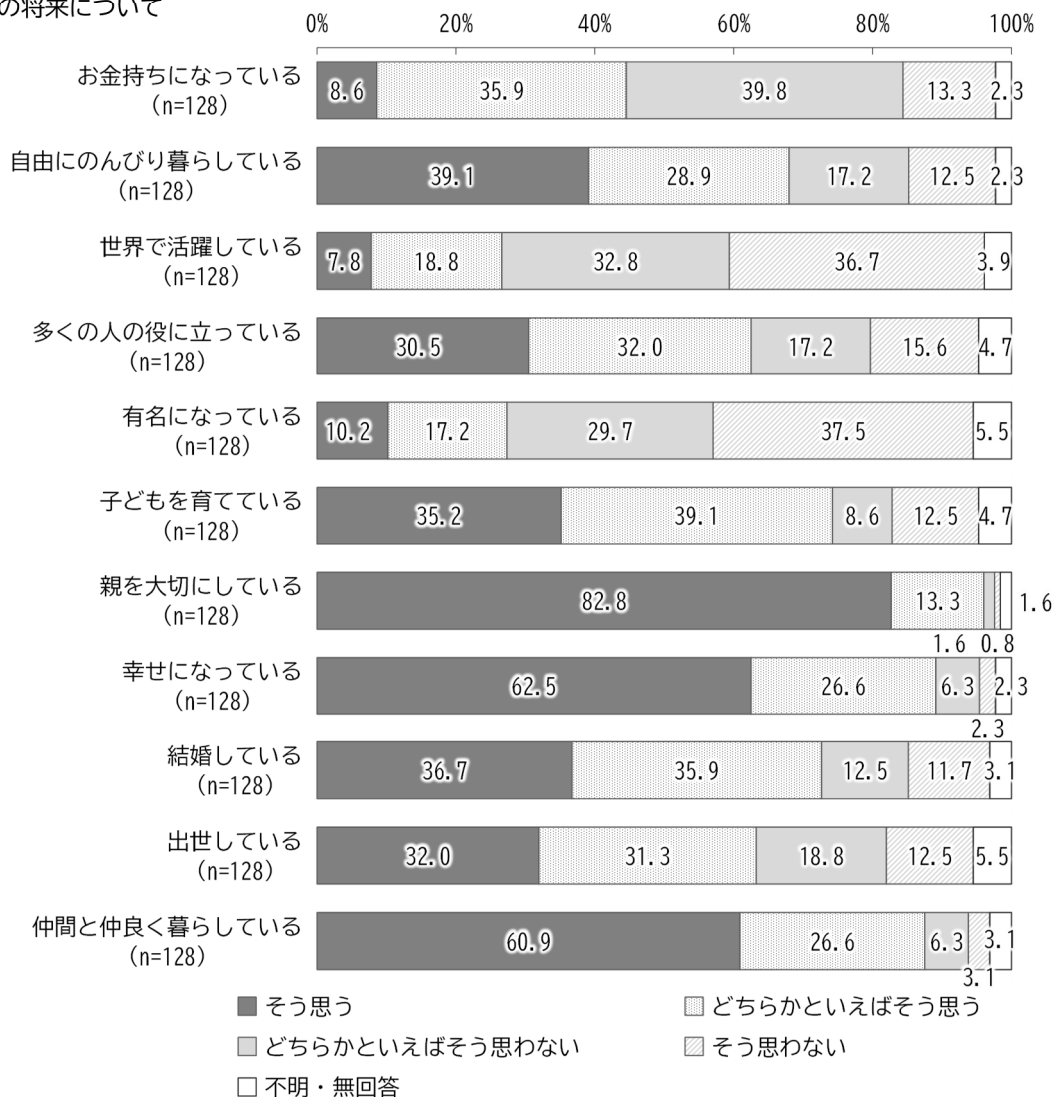
■学年



② 将来のことについて

○回答者自身の将来について、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）が最も高い項目は、「親を大切にしている」で96.1%となっています。『そう思わない』（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）が最も高い項目は、「世界で活躍している」で69.5%となっています。

■自分の将来について



③ ふだんの生活について

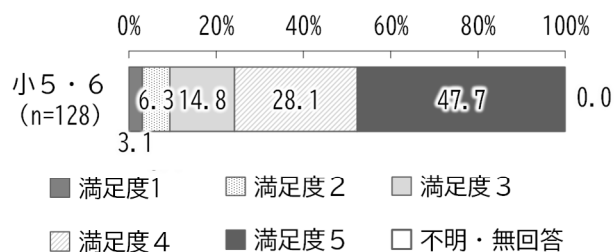
○最近の生活の満足度は、「満足度5」が47.7%と最も高く、次いで「満足度4」が28.1%となっています。

○村の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかは、『聞いてもらえていると思う』（「聞いてもらえていると思う」＋「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」）が87.5%、『聞いてもらえていないと思う』（「まったく聞いてもらえていないと思う」＋「あまり聞いてもらえていないと思う」）が10.9%となっています。

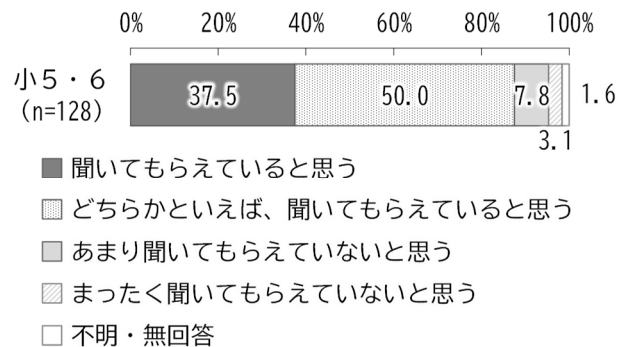
○「ヤングケアラー」の認知度は、「聞いたことはない」が63.3%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が24.2%となっています。

○家族の中で回答者がお世話をしている人の有無は、「いる」が34.4%、「いない」が64.8%となっています。

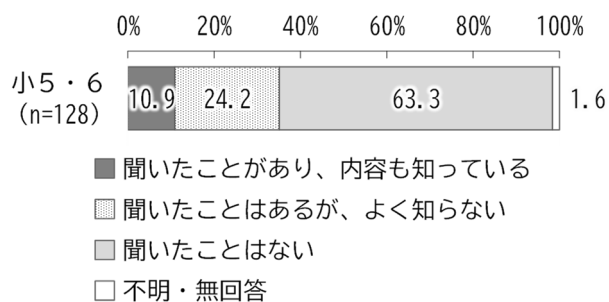
■最近の生活の満足度



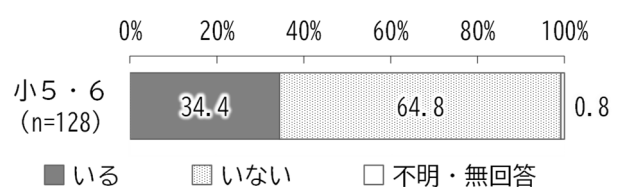
■村の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか



■「ヤングケアラー」の認知度



■家族の中で回答者がお世話をしている人の有無



④ 山形村のことについて

今より楽しく生活するために、山形村がどんな村になったらよいか、未来の山形村についての回答を一部抜粋しています。

■未来の山形村について(一部抜粋)



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こども・若者はむらの宝であり、こども・若者が健やかに育つことは、本村の明るい未来につながります。

こども基本法が制定され、国全体で、すべてのこども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざした取組が進められています。本村においても、これまで取り組んできた子育て施策や村の最上位計画である「第6次山形村総合計画」の方針等を踏まえるとともに、新たに「こども・若者の権利の尊重」や「当事者意見の尊重・反映」等の考え方を加えた総合的な取組を行政、家庭、学校、地域等が一体となって推進していくことが重要になります。

このような考え方を踏まえて、本計画においては次のような基本理念を設定します。

●●● 基本理念 ●●●

チャレンジと成長を こども・若者が輝くやまがた

2 計画の基本目標

基本理念の実現のため、以下4つの基本目標を設け、各基本目標を達成するための取組を推進します。

基本目標1 未来を担うこども・若者への支援の充実

国がめざす「こどもまんなか社会」の実現に向け、本村においても、こども・若者を地域全体で支え、応援する機運づくりを行います。

また、未来を担うこども・若者が主体的に学び、成長し、社会や地域で活躍できるよう、教育環境の整備と支援体制の充実に取り組みます。

基本目標2 母子や若者への切れ目ない支援の充実

こども・若者等が生涯を通じて健康を保持できるよう、産前・産後の健康だけでなく学童期・思春期から成人期までの保健・医療対策、こころの健康づくりなど切れ目ないこども・若者等の心身の健康づくりに取り組みます。

基本目標3 子育て家庭への支援の充実

すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てできるよう、保育サービスや子育て支援の充実を図り、子育てしやすい環境を整備します。

また、すべての子育て家庭が充実した子育てを実現できるよう、共働き・共育での推進や経済的支援を行います。

基本目標4 困難を抱える家庭への支援の充実

すべてのこども・若者が格差なく成長できるよう、虐待や貧困、ヤングケアラー、障がいなど困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状を把握し、状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

また、適切な支援へつなげるための連携体制の強化を図ります。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策
チャレンジと成長を こども・若者が輝くやまがた	基本目標1 未来を担う こども・若者への 支援の充実	① こどもまんなか社会に向けた環境づくり
		② 地域と連携した魅力ある教育の推進
		③ 安全・安心に暮らせる環境の整備
		④ 若者の将来を支える支援
	基本目標2 母子や若者への切れ 目ない支援の充実	① 産前・産後の支援
		② こどもと若者の健康づくり
	基本目標3 子育て家庭への支援 の充実	① 安心して子育てできる環境の整備
		② 子育てと仕事を両立できる環境の整備
		③ 育児不安の軽減
	基本目標4 困難を抱える家庭 への支援の充実	① こどもの虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援
		② 障がいのあるこども・若者及びその家庭への支援
		③ こどもの貧困対策の推進

第4章 施策の推進

基本目標1 未来を担うこども・若者への支援の充実

現状・課題

社会情勢

「こども基本法」が令和5年4月1日に施行され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な内容が示されました。また、こども施策をより実効性のあるものとするため、「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定され、常にこども・若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。

村の統計

本村の年少人口割合は年々減少傾向にありますが、全国・長野県と比較すると高い傾向にあります。

不登校児童数は年々増加傾向にあり、令和5年度は過去5年間で最多の14人となっています。

各種アンケート調査

本村で実施したこども・若者調査では、不安や悩みに感じていることについて「仕事や就職のこと」が48.5%と最も高くなっています。また、結婚の意向について『結婚したくない』が18.8%となっており、結婚のイメージとして上位3位に「責任や責務が発生する」「自分の時間や自由な行動が制約される」といったマイナスイメージが挙げられています。

同調査では、村の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかについて『聞いてもらえていないと思う』が54.5%となっており、小学校5年生・6年生調査では、10.9%となっています。

POINT

- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こども・若者や子育て当事者等の意見を聴き、社会全体でこども・若者や子育てをする保護者等を支援し、後押しする社会づくりが必要です。
- こどもが大半の時間を過ごす学校において、教育の充実や学校環境の整備が必要です。
- こども・若者の悩みとして最も割合が高かった、仕事や就職に関する支援の充実が求められます。
- 進行する少子化に対応するための第一段階として、結婚に関するマイナスイメージの払拭や、こども・若者が結婚願望を持った際に、結婚や家庭を持つことができるよう支援を充実する必要があります。

施策① こどもまんなか社会に向けた環境づくり

こどもまんなか社会の実現に向けて、「こども基本法」やこどもの権利の周知啓発、こども・若者の意見を村の取組に取り入れる手法の検討やこどものための多様な居場所を確保します。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	72.8% （令和6年度実施アンケートより）	76%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	54.6% （令和6年度実施アンケートより）	60%
「村の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえている」と思うこども・若者の割合	15～39歳：45.5% 小学校5・6年生：87.5% （令和6年度実施アンケートより）	15～39歳：50% 小学校5・6年生：93%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	就学前児童保護者：70.8% 小学生児童保護者：67.2% （令和6年度実施アンケートより）	就学前児童保護者：75% 小学生児童保護者：75%

個別方針1 こどもの権利等の啓発及び情報提供

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
1	「こども基本法」及びこどもの権利に関する啓発	本計画や国のリーフレット等を用いて、住民が身近な場所で「こども基本法」やこどもの権利に関する情報を得ることができるようにします。	子育て支援課
2	人権教育・人権教室の実施	村内の保育園や学校において、人権教育を実施し、こどもの権利に関する周知啓発やこどもの権利について考える機会を提供します。	教育政策課 総務課
3	「こども基本法」及びこどもの権利に関する研修会	保育士や教職員、保護者、支援団体など、こども・若者にかかわる大人へ「こども基本法」やこどもの権利に関する研修会を実施します。	子育て支援課
4	民生委員・児童委員等と教育機関との連携	学校及び行政と民生委員・児童委員、主任児童委員が連携した要支援家庭や要支援児童の見守りにより、こどもの健やかな育ちを支援します。	子育て支援課 保健福祉課 教育政策課

個別方針2 こども・若者の意見反映や社会参画の促進

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
5	各種計画策定時のこども・若者への意見聴取	こども・若者にかかわる各種計画策定時等にこども・若者へのヒアリングやアンケート調査を行います。	全庁

個別方針3 こども・若者の活動を支える環境の整備

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
6	こども家庭センターの運営	令和7年度に「こども家庭センター」を設置し、妊娠から子育て期にわたり、妊娠の届け出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な場合は支援プランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。	子育て支援課
7	児童館運営	児童館を運営し、一般利用に加えて保育園や放課後児童クラブ等へ開放することを通じて、村内に居住する児童に健全な遊びの場を提供します。	子育て支援課
8	既存施設を活かしたこどもの居場所づくり	学校の余裕教室や公共施設等を活用して、教職員、地域住民、施設スタッフ等の協力のもとに、行きしぶりのこどもや放課後のこどもを見守ることのできる居場所を確保します。また、村内にあるさまざまなこどもの居場所の情報を集約し、広報、保育園や小学校、中学校等を通じて、子育て家庭をはじめとする住民に広く周知します。	教育政策課 子育て支援課
9	こどもの学習支援	学校の余裕教室や児童館、その他の公共施設等を利用し、こどもの学校の宿題等教科書を中心とした自主学習型の支援を行い、こどもの学習習慣や基礎学力の定着を図ります。	教育政策課 子育て支援課
10	公園の維持・保全	こどもたちが安心して利用し楽しめる場として、また幅広い年齢層に対応できるように、公園の保守点検と維持・管理を行います。	総務課
11	施設・設備の整備・充実	充実した教育活動が展開できるよう、学校・児童館等の老朽化に伴う施設・設備の整備、充実に努めます。また、障がい児が安心して教育を受けることができるよう、必要に応じ、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設の整備・改修を行います。なお、本事業は「山形村公共施設等総合管理計画」により、計画的な修繕・改修・更新を実施します。	教育政策課 子育て支援課
12	子ども第三の居場所事業	家庭環境や経済的理由などさまざまな事情により、家で過ごすことが困難なこどもたちが、放課後から夜間までの時間を過ごすことができる拠点として、さらに整備を進めます。また、こどもへの相談支援や情報提供を行い、適切な支援へつなげます。	教育政策課

施策② 地域と連携した魅力ある教育の推進

こどもの教育環境の向上に向けて、地域資源を活用して本村ならではの体験機会の提供や教育内容の充実などを推進します。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
学校支援ボランティア数	141 人	150 人

個別方針1 多様な体験機会の拡大

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
13	運動教室	保育園において運動に親しむ機会をつくり、幼児の健全な発育を促します。また児童館等において、小学生を対象とした体操、ダンス、遊びなどを通じて運動に親しむ教室を開き、こどもの体力向上や心身の健全な成長を促します。	子育て支援課
14	児童館を活用した体験の機会づくり	児童館を活用し、主に小学生を対象として手話、囲碁、運動、絵手紙等のクラブ活動を行うほか、多くのこどもが参加できる体験イベントを開催し、さまざまな体験の機会を創出します。	子育て支援課
15	世代間交流の促進	保育園や小学校、中学校と連携して職業体験をはじめとした世代間交流の機会をつくることで、こどもの主体性を引き出し、その成長を促します。	教育政策課 子育て支援課 （保育園）
16	子ども会育成会による体験の機会づくり	子ども会育成会による各種体験イベントを事務局として運営し、こどもが地域の自然や文化に触れることのできる機会づくりを支援します。	子育て支援課
17	地元産食材の給食利用の推進	学校給食において、可能な限り村内産・県内産の食材を利用し、こどもが地元の食材に親しむ機会をつくるとともに、地産地消を推進します。	教育政策課 子育て支援課 （保育園）
18	地域文化資源活用事業	カプセルトイを作成し、地域文化財を知る学習機会と観光の両面での活用を図ります。また、カプセルトイは、鉢盛中学校の生徒とともにキャラクターの作成を行うなど、こども等に親しまれる工夫をします。	教育政策課

個別方針２ 魅力ある学校教育の推進

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
19	ペア活動の推進	園児と小学校児童とがペアになって活動する機会をつくることでこどもの主体性を引き出すとともに、互いに刺激を与え合うことによる成長を促します。	教育政策課 子育て支援課 (保育園)
20	ふるさと学習の推進	地域の自然や文化、歴史等を学ぶ参加型イベントを開催し、こどもの生まれ育った郷土への愛着を育みます。	教育政策課
21	教育内容の充実	基礎的な学力の向上に加えて、善悪の判断や思いやり等のこころの教育を充実させるとともに、地域の自然、文化、歴史等を活かした特色ある教育カリキュラムづくりに取り組みます。	教育政策課
22	教職員の能力向上	教職員を対象とした研修を実施し、実践的指導力の向上を図るとともに、これを通じた授業改善に努めます。また、教職員が地域の自然、文化、歴史等を学ぶための研修を行い、教育カリキュラムの充実につなげます。	教育政策課
23	性に関する教育の充実	性に関する諸問題の低年齢化を踏まえ、小学校１年生から計画的・系統的に、性に関する教育や意識啓発の取組を進めます。	教育政策課

個別方針３ 若者の将来を支える教育の推進

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
24	特色ある講座等の開催	世代を超えて学び合う講座や自主的な学習団体・サークル団体の育成を行い、こども・若者が学べる環境づくりを行います。	教育政策課
25	運動・スポーツの普及・促進	各種スポーツ教室や大会の開催、講習会の実施などを通じ、運動・スポーツを行うきっかけづくりを行うとともにウォーキングコースを整備し、運動を習慣化する環境づくりを行います。	教育政策課 保健福祉課
26	文化芸術活動の普及・促進	文化芸術の鑑賞会・発表会の実施や自主的なサークルの育成など文化芸術に触れる機会を提供します。	教育政策課

施策③ 安全・安心に暮らせる環境の整備

こども・若者・子育て家庭、こどもを見守る地域全体に対して、広報や地域ぐるみの取組を促進し、安全・安心な環境の整備に努めます。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
交通事故発生件数	19 件	4 件
青少年サポーター数	10 人	15 人
学校支援ボランティア数	141 人	150 人

個別方針1 こどもを守る環境の整備

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
27	青少年サポーター育成事業の推進	青少年の健全育成のために活動する「青少年サポーター」の地域における育成と活動推進を図ります。	子育て支援課
28	防犯活動の推進	こどもの安全確保のため、地域住民や防犯協会等の関係機関と連携しながら、「青色防犯パトロール」による巡回を実施します。また、安全確保上の重要箇所における防犯灯設置を進め、要望のあった箇所への対応検討や修繕対応を適宜行っていきます。	総務課
29	青少年見守り事業の推進	国、県の強調月間等に合わせ、青少年の健全育成のための広報啓発、有害社会環境のチェック、あいさつ運動などに取り組みます。	子育て支援課
30	交通安全活動の展開	こどもの交通事故防止のために、学校や公共施設等での講習やイベントを通じて、こどもや住民の交通安全意識や交通マナー向上を促します。	総務課
31	防災活動の推進	こどもや住民等への情報提供・意識啓発、防災訓練の実施等によって、防災・危機管理の意識向上を図ります。	総務課

個別方針２ 安心して生活できる学校環境づくり

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
32	地域と連携したコミュニティスクールの推進	ホームページ等を通じた学校教育活動の地域への広報や学校支援ボランティアとの連携促進等によって、学校と地域や家庭との連携・協力を強め、開かれた学校づくりを促進します。また小学校・中学校が情報共有・連携を深め、一貫した教育を推進します。	教育政策課
33	地域と学校・PTAの連携	地域の子ども会育成会、社会福祉協議会、ボランティア、子育て支援にかかわる団体等が、学校・PTAと連携し、協働して、地域のこどもの見守りや読み聞かせ、クラブ活動の支援等を行います。こうした取組をスムーズに実施するために、学校が中心となって、児童館や子育て支援センター、社会福祉協議会等との定期的な情報交換を行います。また、鉢盛中学校においては、休日部活動や平日部活動を段階的に移行することに伴い、地域のスポーツ団体や文化活動団体等との連携を図ります。	教育政策課 子育て支援課
34	児童館と学校の連携	児童館と学校が密に連携し、定期的な情報共有や、緊急時の確認・対応がとれる体制を保つことで、児童の放課後の健全育成を図るとともに、問題の早期発見、対応につなげます。	子育て支援課 教育政策課
35	いじめ対策の強化	山形村小学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域、関係機関との連携を図ります。	教育政策課
36	不登校等のこどもへの支援体制整備	電話や面談により教育相談を実施し、不登校のこどもやその保護者への支援を行います。	教育政策課

施策④ 若者の将来を支える支援

こども・若者が将来に明るい希望を持てる社会づくりに向けて、若者の就労支援や結婚支援に取り組めます。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
職場体験賛同事業所数	46 か所	46 か所
結婚したいと思うこども・若者の割合	81.3%	87%

個別方針1 若者の就労支援の充実

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
37	県との連携	ハローワーク松本やジョブカフェ信州など、長野県と連携して若者の就職支援を行います。	保健福祉課
38	職場体験の充実	職場体験を通じて、その後の就職活動段階におけるキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。	総務課

個別方針2 結婚支援の推進

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
39	結婚を望む男女への支援	結婚願望がある方の希望を実現するため、結婚支援を進めます。	企画振興課

基本目標2 母子や若者への切れ目ない支援の充実

現状・課題

社会情勢

健康日本21（第三次）が令和6年度より開始され、新たにライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）を踏まえた取組の推進が示されました。国では、ライフコースアプローチの一つとしてこどもの健康づくりを取り上げ、目標達成に向けた取組が進められています。また、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」では、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進することとされています。

村の統計

本村の出生数は、令和元年の新型コロナウイルス感染症流行初期以外は50人から60人台で推移していましたが、令和3年で49人に落ち込んでいます。

各種アンケート調査

本村が実施したニーズ調査では、妊娠期中の不安や負担について『ある』が就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに6割台となっており、子育て中の不安や負担について『ある』が就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに7割台となっています。なお、妊娠期・子育て期の不安や負担については、ワンオペによる身体的・精神的負担やこどもの発育・発達に関する不安が挙げられています。

POINT

- 核家族化の進行や妊産婦の高齢化により出産を取り巻く環境が変化しています。それぞれの妊産婦のニーズにあった支援の提供が必要です。
- 妊娠期の不安として孤独・孤立感を感じている妊産婦がいることから、相談体制の充実が求められます。
- こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、各種健診の充実や医療体制の整備が必要です。
- 心身の成長や環境の変化により、悩みを抱えるこども・若者が、一人で悩みを抱え込み孤立しないよう相談体制の充実やこどもへのSOSの出し方に関する教育などが必要となります。また、こどものSOSを聞き逃さないよう、保護者や学校、地域住民等の悩みを受け取る側の体制づくりが重要です。

施策① 産前・産後の支援

母子への産前・産後の切れ目ない支援に向けて、母子保健サービスを着実に提供するとともに、子育て支援事業等と連携し、妊娠から出産までの期間を安心して過ごせるよう支援します。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
妊婦相談実施割合（対母子手帳交付数）	81.0%	100%
乳幼児健康診査受診率	99.2%	100%
新生児家庭訪問実施率	97.8%	100%
2ヶ月児相談（babyメイト）の受講率	80.0%	90%

個別方針1 安全な妊娠・出産の支援

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
40	母子保健手帳の交付	「母子健康手帳」を交付し、妊娠中の母体の健康管理を図ります。交付時には保健師、管理栄養士より活用方法や留意点等について説明を行います。また、外国籍の妊婦には、母子健康手帳の多言語版を発行します。	子育て支援課
41	妊婦一般健康診査	妊婦に対する健康診査を実施し、妊婦の健康の保持及び増進を図ります。母子健康手帳の交付時に受診券を手渡すなど、受診率向上に努めます。	子育て支援課
42	妊婦歯科健康診査	妊婦に対する歯科健康診査を実施し、妊婦の歯の健康の保持及び増進を図ります。	子育て支援課
43	アルコール・喫煙の害についての啓発	小学校高学年～成人を対象にパンフレットを配布して喫煙・アルコールの害についての知識を広めます。また、妊婦に対しては母子健康手帳交付時にパンフレットを手渡すほか、健康スクリーニングでもパンフレットの配布を行い、喫煙・アルコールの害について啓発していきます。	保健福祉課
44	不妊・不育治療費の補助	1年以上本村に住民票のある夫婦を対象として、不妊・不育治療費の補助を、実費の2分の1以内・1組につき年1回（通算5回）を限度として、上限200,000円で行います。	子育て支援課
45	妊婦相談	母子健康手帳交付後に妊婦に対する相談を行い、体調の確認、保健指導や各種の支援サービスについての情報提供等を行うことで、不安や困り事の解消に努め、出生後の生活のプランニングをサポートします。	子育て支援課
46	新生児訪問	出生後1～3ヶ月間を目処として、新生児及び乳児を抱えるすべての家庭を訪問し、産婦訪問も兼ねて乳児の体重測定や母親への育児相談、子育てに関する情報提供を行います。	子育て支援課

No.	事業名	内容	担当課
47	2ヶ月相談（babyメイト）	生後2ヶ月の赤ちゃんとその保護者を対象に、助産師や保健師による育児相談・学習を行う場を、毎月1回子育て支援センターで設けます。また、この場を活かし、保護者同士の情報交換やリフレッシュも促します。	子育て支援課
48	産婦一般健康診査	産後2週間及び1ヶ月のうち2回実施し、産後の母親の心身の健康状態を確認し、健康の保持及び増進を図ります。母子健康手帳交付時に受診券とチラシを配布します。	子育て支援課
49	産後ケア事業	出産後手伝ってくれる人がいない、育児や身体の回復に不安のある方を対象として、病院や助産所で授乳指導や育児相談等を受けながら心身のケアを受けることのできる宿泊や日帰りサービスの利用料の一部を村で負担します。	子育て支援課
50	妊婦等包括相談支援事業の実施	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。	子育て支援課
51	こども家庭センターでの切れ目ない支援	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、切れ目ない支援を行います。	子育て支援課

施策② こどもと若者の健康づくり

こども・若者が健やかに育つよう、こどもの健診等による健康の保持に努めます。また、悩みや不安を抱えるこども・若者へ相談支援の実施やこころの健康づくりに関する啓発を行います。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
「生活習慣病の予防改善等に気を配った食生活を実践している」と思う人の割合	63.9% (令和4年度時点)	75%
自殺者数（10万人当たり）	6.93人 (令和元年～令和5年平均値)	0人

個別方針1 こども・若者と家庭の健康づくり

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
52	乳幼児健康診査（4、7、10ヶ月児）	医師による健康診査によって乳幼児の発育、発達の状態を確認し、疾病・異常の早期発見を図ります。併せて、育児の不安を抱えた保護者への相談支援を行います。	子育て支援課
53	幼児健康診査（1歳6ヶ月児、3歳児）	医師による健康診査によって幼児の発育、発達の状態を確認し、健やかな幼児期を過ごせるよう育児支援を行います。	子育て支援課
54	眼科検診	幼児に対する視力、屈折、眼位測定等の眼科診察を行い、疾病・異常の早期発見を図ります。	子育て支援課
55	2歳児健康相談	2歳児を対象に、身体測定及び発達・育児・栄養・歯科・心理等に係る健康相談を行います。これに併せて子育てに関する相談も行います。	子育て支援課
56	予防接種	予防接種法に基づく予防接種を実施し、感染症予防による乳幼児の健やかな成長を促します。	子育て支援課
57	新生児聴覚検査	近隣の病院と連携し、新生児聴覚検査を実施し、難聴児の早期発見、早期治療に努めます。また、検査の費用を一部助成し、負担軽減と医療費抑制を図ります。	子育て支援課
58	食育基本計画の推進	妊娠期から学童期にかけて保健福祉センター及び医療機関、保育園、学校等を通じた食育を推進します。また、青年期の食生活習慣改善のための啓発や相談の機会を充実します。	保健福祉課
59	自殺対策計画の推進	児童・生徒のSOSの出し方に関する教育として、小学校でのこどもの人権に関する教育の実施や中学校でのSOSの出し方に関する教育を行います。また、SNSを活用したこども向けの相談に対応できる体制づくりや、各種相談の周知に取り組みます。	保健福祉課

基本目標3 子育て家庭への支援の充実

現状・課題

社会情勢

こども基本法では、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境が基本理念の1つとして挙げられています。

令和6年に施行された「子ども・子育て支援法」の一部を改正する法律では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとされました。

村の統計

本村の一般世帯数の構成割合は、核家族世帯が最も高く、経年でみると三世帯世帯を含むその他の世帯が減少しており、いわゆる核家族化が進行しています。

各種アンケート調査

本村で実施したニーズ調査では、母親の就労状況について、就学前児童保護者で「パートタイムで働いている」、小学生児童保護者で「フルタイムで働いている」がそれぞれ最も高くなっています。また、就労していない母親の今後の就労意向について、『就労したい』と答えた割合が83.3%となっており、共働き家庭の増加がうかがえます。さらに、育児休業の取得状況は、母親の取得率が46.0%となっている一方で、父親の取得率は18.6%となっています。

同調査における特に重要だと思う子育て支援施策は、就学前児童保護者で「困った時に子どもを預けられる場所の充実」、小学生児童保護者で「保育料や医療費の補助など、経済的な支援の充実」がそれぞれ最も高くなっています。

POINT

- 核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子育てに対する孤立感を感じることなく子育てできるよう、相談体制の充実が必要です。
- 就労意向を示す母親の割合が高いことから、今後の教育・保育ニーズがより一層高まることを見込まれるため、それぞれのニーズに対応できるよう体制を整える必要があります。
- 保護者が求めるニーズに対応できるよう、こどもを預けられる場所や経済的支援の充実を強化する必要があります。

施策① 安心して子育てできる環境の整備

子育て家庭が、安心して暮らせる環境に向けて、経済的支援の充実、広報啓発、防犯や交通安全の呼びかけなど地域全体で子育てしやすい環境づくりを進めるための事業を実施します。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
休日児童施設開所箇所数	1ヶ所	1ヶ所
病後児保育の実施箇所数	1ヶ所	1ヶ所
ファミリー・サポート・センター事業の協力会員数	9人	15人
出生届を出した保護者への子育て応援BOOKの配布状況	100%	100%

個別方針1 乳幼児期の支援

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
60	保育園運営	子育て家庭の利用ニーズに応じられる体制を整えながら、乳幼児を預かる保育園を運営します。また、保育士をはじめとする人材の確保に努め、その余裕のある配置や土曜日の標準時間運営を検討するなど、保育サービスの質の向上を図ります。また、私立認可保育園に対して、研修や施設整備等への補助を行い、保育の質の向上を図ります。	子育て支援課 （保育園）
61	保育園相談窓口	保育園において、電話及び窓口で保護者からの相談を随時受け付けます。	子育て支援課 （保育園）
62	延長保育	保育園の通常の運営時間では対応できない保護者のために、保育時間を延長して預かります。	子育て支援課 （保育園）
63	一時保育事業	小学校就学前までのこどもを対象として、保護者が病気や急な用事等のために家庭での保育が一時的に困難となった場合に、保育園で一時的に預かります。	子育て支援課 （保育園）
64	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課が事務局となって、育児の手助けが必要な人（依頼会員）に育児の手助けができる人（協力会員）を紹介する会員制の有償ボランティア制度を運営します。子育て支援課の行う各種の相談や広報活動を通じて周知を進め、協力会員の確保に努めます。	子育て支援課
65	病児・病後児保育事業	松本市との協力体制により、松本市内4か所の病児保育施設で看護師等による病児保育を行います。また、子育て支援センターにおいて、病気回復期にあるこどもを専用の病後児保育室で預かり、看護師と保育士による病後児保育を行います。	子育て支援課

No.	事業名	内容	担当課
66	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気その他の理由で、家庭での養育が一時的に困難となった子どもを対象として、児童福祉施設での宿泊を伴った預かりサービスを提供します。	子育て支援課
67	保育にかかわる人材の確保	村全体として、保育士をはじめとする保育に関わる人材を十分に確保し、適切に配置することによって、3歳未満児の利用など近年の子育て家庭ニーズに対応できるよう努めます。	子育て支援課 （保育園）
68	こども誰でも通園制度	保育園等に通所していない0歳6ヶ月から2歳までの未就園児を対象に、一時的な預かりを行い、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、こどもや保護者の心身の状況、養育環境を把握し子育てに対する助言、情報提供等の援助を行います。	子育て支援課 （保育園）

個別方針２ 経済的支援の推進

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
69	保育にかかる負担軽減	保育に係る家庭の負担を軽減するために、3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、同時通園にかかわらず未満児の2子目は半額、3子目以降は無償など保育料の負担軽減を行います。	子育て支援課
70	児童手当	18歳までのこどもの養育をしている保護者へ手当を支給し、家庭における生活の安定と次代を担うこどもの健全な育成を図ります。	住民課
71	福祉医療費の助成	0歳から18歳までを対象としてこどもの医療費を助成し、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ります。	住民課
72	未熟児養育医療の給付	発育が未熟なため入院を必要とすることこどもに対し、その治療に必要な医療費を助成することで、家庭の経済的負担を軽減します。	子育て支援課
73	小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	特定の慢性疾患のため長期にわたり療養を必要とすることこどもに対し、日常生活用具（特殊寝台等）を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	子育て支援課

個別方針３ 情報提供の充実

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
74	ガイドブック・HPによる情報提供	さまざまな子育て支援事業や制度を集約し、「子育てガイドブック」としてとりまとめ、子育て家庭へ配布しています。また、ホームページを随時更新し、常に新しい情報を提供します。外国にルーツのあるこどもや保護者も情報を受け取ることができるよう、引き続き、多言語での閲覧ができるようにします。	子育て支援課
75	子育て支援に関する情報の広報・啓発	「広報やまがた」、ホームページ、LINE等によって、広く住民向けの意識啓発を行います。また、相談をはじめとする子育て支援を行うタイミングに合わせて、保護者に対する経済的支援制度などの有用な情報を提供します。	子育て支援課

施策② 子育てと仕事を両立できる環境の整備

子育てに関して母親のみに負担がかからないよう、家庭で協力し合う子育ての促進や、保護者が子育てと仕事を両立しやすくするための支援を行います。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
父親の育児休業取得率	18.6%	24%

個別方針1 共働き・共育ての推進

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
76	家族が協力し合う育児の促進・支援	父親・母親向けの各種教室や講座等で、子育てにあたっての生活設計や役割分担の方法などを学び考える機会を提供し、父親の主体的な子育てなど、家族が協力し合って子育てを行うことの重要性を啓発します。また、こうした啓発のための冊子等を保育や教育に関わる施設で配布し、広報・啓発に努めます。	子育て支援課
77	保護者の就労相談支援	子育て支援センターや各種の相談事業等を通じ、保護者から就労や子育てと仕事の両立等についての相談を受け付けるとともに、県の就労相談員の紹介や、各種就労支援サービス、就労した場合の預かりサービス等の情報提供等を行います。	子育て支援課
78	ワーク・ライフ・バランスの推進	子育て中の保護者が仕事と家庭生活の調和をとり、子どもに向き合う余裕を持てるよう支援するために、ワーク・ライフ・バランスを推進する村独自のスローガンを定め、「広報やまがた」やポスター、チラシ等によって広く住民へ周知します。また商工会等を通じ、民間事業者に対してスローガンの周知や協力を呼びかけます。	住民課

施策③ 育児不安の軽減

すべての子育て家庭を対象とした相談体制の充実や地域と子育て家庭のつながりの強化を通じて、子育て家庭の問題の早期発見や虐待等の予防に努めます。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
未就園児保護者の子育て支援センター利用率（年1回以上）	88.2%	90%
保護者の離乳食教室への参加率	32.9%	40%

個別方針1 家庭教育支援の充実

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
79	ブックスタート事業	本を介して子どもと保護者が触れ合う機会や、子どもが読書に親しむきっかけをつくるために、子育て家庭へ本をプレゼントします。満7ヶ月児を対象とした「ファーストブック」、小学校1年生を対象とした「セカンドブック」のプレゼントを行います。	教育政策課
80	離乳食教室	乳児の保護者を対象として、離乳食についての講話や調理実習を行う教室を開講します。	子育て支援課
81	保育参加	希望する保護者の参加型参観日として、自身の子どもと同じクラスに入り園生活を体験しながら、子どもとのかかわりについて学びを促します。	子育て支援課 （保育園）
82	親子参加型の子育て講座	乳幼児とその保護者を対象に、定期的（月3～4回程度）に親子参加型の講座を開催し、親子でできる遊びや伝統行事、世代間交流、救急法や交通安全などさまざまなテーマでの学びやリフレッシュを促します。また、講座に合わせて子育てについての相談を受け付け、子育ての不安や困り事の解消に努めます。	子育て支援課

個別方針２ 相談支援の充実

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
83	赤ちゃんちびっこ相談	おおむね未就園の乳幼児を対象に、保健師・管理栄養士などによって、発達、発育、栄養等に関する相談を受け付けます。	子育て支援課
84	子育て相談	乳幼児から児童・生徒まで幅広い年齢のこどもを対象とした子育てに関する相談を受け付けるとともに、心理相談員等による専門的な相談対応も行います。各種訪問、相談や保育園・小学校等との連携を通じ、支援の必要な子育て家庭の把握や、関係者同士のスムーズな情報共有を行います。また、外国籍の保護者や日本語が不得意な保護者には、県と連携した相談支援を行います。	子育て支援課
85	巡回相談	保育園・小学校の保護者からの子育てに関する相談、保育士や教員等からの保育・学校生活に関する相談に対し、定期的に巡回相談員が対応し、発達段階に応じたアドバイス、心理士や言語聴覚士等の専門的な相談者の紹介等を行います。また、相談の内容を蓄積し、保育園・小学校での取組を含めた村全体としての対応体制の改善について検討します。	子育て支援課 教育政策課
86	教育相談の充実	幼児・児童・生徒及び保護者の悩み、いじめや不登校等の問題に対して相談に応じ、こどもや保護者の心身の健康維持を図ります。また、保育園・小学校・中学校等と連携しながら、相談がしやすいよう相談窓口のワンストップ化を検討するとともに、相談サービスの周知や利用促進に努めます。	教育政策課
87	こども家庭センターでの相談支援	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）を設置し、相談支援や各種支援につなげる体制を整えます。	子育て支援課

基本目標4 困難を抱える家庭への支援の充実

現状・課題

社会情勢

全国的に児童虐待やヤングケアラー、こどもの貧困、障がいなど、こども・若者を取り巻く問題は複雑化しています。

児童虐待は、全国的に増加傾向にあり、令和4年度では過去最多となっています。

こどもの貧困について、こども大綱では「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されており、令和6年に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」において、「こどもの貧困」の解消に向けた総合的な取組を進めることとされています。

村の統計

本村では、虐待認知件数が令和5年度で14件、18歳未満の障害者手帳所持者数が令和5年度で合計41人、ひとり親世帯が令和2年で38世帯など、特別な支援を必要とするこども・若者が一定数存在します。

各種アンケート調査

本村で実施したニーズ調査では、「こどもの貧困」の認知度について『知らない』が就学前児童保護者で3割程度、小学生児童保護者で2割程度となっています。

同調査における「ヤングケアラー」の認知度は、『知らない』が就学前児童保護者で2割程度、小学生児童保護者で1割程度となっています。また、こども・若者調査で約4割、小学校5年生・6年生調査では約9割となっています。

POINT

○さまざまな状況に置かれているこども・若者の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取組に反映させていく必要があります。

○こどもの貧困やヤングケアラーなどの認知度を高め、周囲がこども・若者の異変や問題に気づけるようにする必要があります。

施策① こどもの虐待防止対策・ヤングケアラーへの支援

個別の支援を必要とする家庭を対象に、安心して子育てができる環境づくりを行います。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
要保護児童対策地域協議会の実施回数	6回	6回

個別方針1 虐待防止対策の推進

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
88	養育支援訪問事業	出産後間もない家庭や、子育てにおける不安や孤立感等を抱える家庭、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、訪問によって育児や家事の支援、養育に関する指導助言を行います。	子育て支援課
89	要保護児童対策地域協議会	子育て支援関係者（保育士、教員、保健師等）と地域の情報を共有し、児童相談所をはじめ関係機関と連携して要保護児童対策を推し進める協議会を運営します。また、協議会委員や子育て支援関係者を対象とした研修を実施し、関係者が適切に動けるよう知識を深め、スキルアップを図ります。	子育て支援課
90	児童虐待・要保護家庭に関する相談	保護者、保育園、小学校、中学校、医療機関、児童相談所等からの相談を電話や来所によって随時受け付け、児童相談所や各機関と連携しながら適切な対策を講じます。また、職員や関係機関のスタッフに対する研修等を行い、虐待予防や緊急対応が適切にできるようスキルアップを図ります。	子育て支援課

個別方針2 ヤングケアラーへの支援

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
91	ヤングケアラーに関する調査の実施	連携してヤングケアラーの早期発見と把握に努め、必要な支援につなげることができるよう、ヤングケアラーに関する調査を実施します。また、福祉、介護、医療、教育等の関係者間の情報共有を推進します。	子育て支援課 教育政策課 保健福祉課
92	子育て世帯訪問支援事業	ヤングケアラーの問題に対し、子育て世帯訪問支援事業による家事や育児支援を通じて負担の軽減や解消に努めるとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有や連携して家族支援の視点から必要な支援につなげます。	子育て支援課

施策② 障がいのあるこども・若者及びその家庭への支援

障がいのあるこども・若者への質の高い支援の提供に努めます。また、障がいのあるこどもや、発達に特性のあるこどもを持つ親やきょうだいに対し、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行います。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
職員への研修の実施回数	0回	1回

個別方針1 障がい児への質の高い支援の提供

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
93	風の子広場（母と子の遊びの教室）	スムーズな就園や就学を支援し、必要に応じて適切なサポート体制につなぐために、主として健康診査でフォローが必要とみられた乳幼児等を対象に、親子遊び、グループワーク、心理、発達、育児等の相談を行う教室を開催します。	子育て支援課
94	障がいのある子どもへの教育支援	心身に障がいを持つ幼児・児童・生徒の可能性を最大限伸ばし、自己実現を促すため、本人及び保護者のニーズに応じた就学相談を行い、小学校など適切な教育環境を得られるよう支援します。また、障がい児の教育に関する知識や理解を広めるために、子育てに関わる機関や団体等と連携した周知、啓発に取り組みます。	教育政策課
95	障がい児支援の提供体制の整備等	障がい児に対する地域支援体制の構築や医療的ニーズへの対応など、支援の提供体制を整備します。	子育て支援課

個別方針2 障がいのある子を持つ家庭への支援

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
96	子育て相談の充実	こども家庭センター、子育て支援センター、保育園等において、来所や電話等による子育て相談や子育ての情報提供を行うとともに、多様な相談へ対応するため、職員の資質向上に取り組みます。	子育て支援課

個別方針3 専門的支援が必要な障がい児への支援

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
97	重度心身障がい児福祉医療費給付金	重度心身障がいを抱えた児童の医療費の給付を行います。	住民課
98	医療的ケアの充実	医療的ケアを必要とするこどもが必要な支援を受けることができ、保護者の負担軽減につながるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と質の向上、関係機関の連携体制の確立を図ります。	子育て支援課 保健福祉課

施策③ こどもの貧困対策の推進

「貧困の連鎖」の解消に向けて、こども・若者への学習支援の充実や保護者の就労支援、経済的支援を行います。

■成果指標

指標名	実績値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
要保護児童対策地域協議会の開催回数	6回	6回

個別方針1 こどもの貧困に対する包括的な支援

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
99	要保護児童対策地域協議会	要保護児童地域協議会において、関係機関との情報共有や連携を通じて、貧困家庭のこどもへの支援の充実に努めます。	子育て支援課
100	相談窓口及び制度の周知・啓発	就労や学習支援、経済的な助成等、生活困窮者や無職者等を適切な支援につなげるための制度や相談窓口について、周知、啓発を図ります。	保健福祉課
101	就学援助制度	生活保護や住民税非課税、児童扶養手当受給世帯等の児童を対象に、就学に必要な学用品や通学品等の援助を行います。	教育政策課

個別方針2 ひとり親家庭への支援

■具体的な事業

No.	事業名	内容	担当課
102	母子・父子家庭等福祉医療費給付金	母子・父子家庭や、父母のいない児童を養育している人を対象として、医療費の給付を行います。	住民課

第5章 量の見込みと確保方策

1 ニーズ量の設定

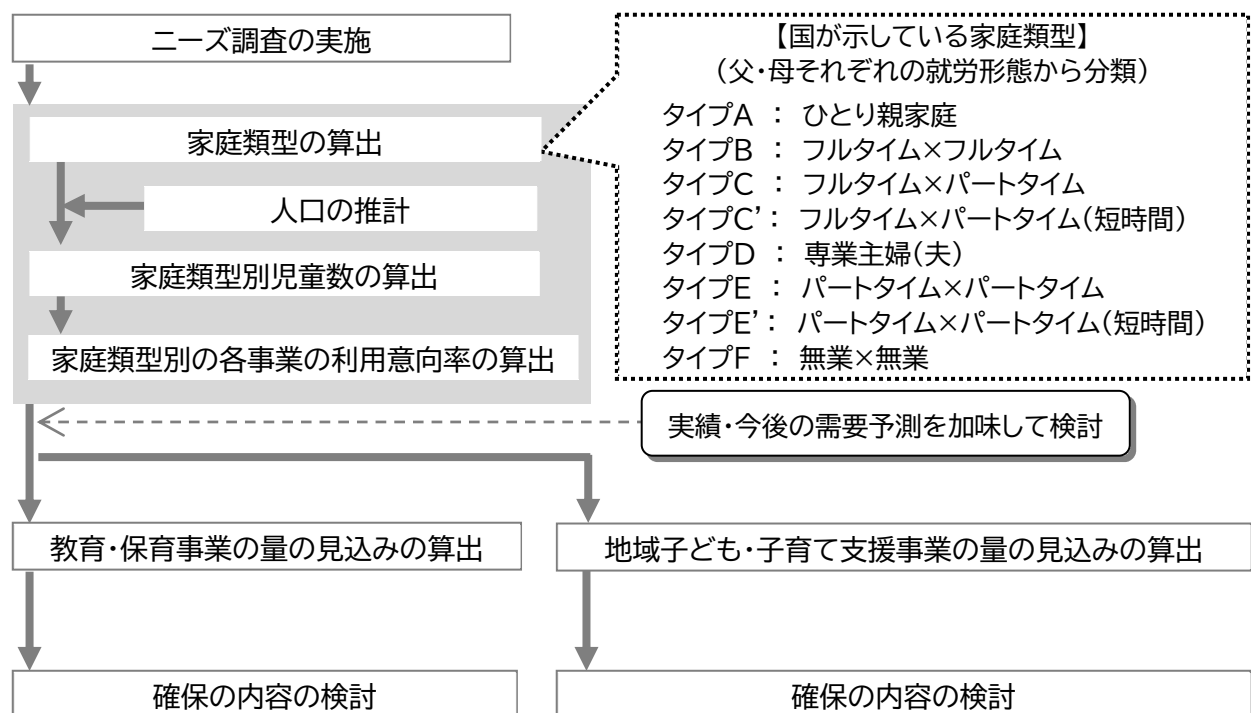
(1) 量の見込みの算出について

国の方針では、こども・子育て支援に係る現在の利用状況と潜在的な利用希望を勘案し、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）とそれに対する確保の内容（提供体制）・実施時期等を盛り込むこととされています。

① 量の見込み算出の手順

本計画における教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、未就学児童の保護者を対象に令和6年に実施したニーズ調査の結果を基に、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出することを基本とし、必要に応じて利用実績や本村の地域特性を考慮して設定しています。

■目標事業量の見込みの算出の流れ



■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業一覧

分類	量の見込みを出す必要のある事業	対象児童年齢
教育・保育等	(1) 1号認定（認定こども園、幼稚園） 2号認定（教育の利用希望が強い者）	3～5歳
	(2) 2号認定（保育園、認定こども園、地域型保育）	3～5歳
	(3) 3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育）	3歳未満児 （4月1日現在満年齢）
	(4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	0歳6ヶ月～2歳
地域子ども・子育て支援事業 （山形村における事業名）	(1) 利用者支援事業 ≪妊婦等包括相談支援事業【新規】≫	0歳～小学6年生
	(2) 地域子育て支援拠点事業	就学前児童 （事業量は0～2歳で算出）
	(3) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月まで
	(4) 養育支援訪問事業	—
	(5) 子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ）	0～17歳
	(6) 一時預かり事業	就学前の未就園児
	(7) 延長保育事業	就学前児童
	(8) 病児・病後児保育事業	病児：生後5ヶ月～小学3年生 病後児：生後6ヶ月～小学6年生
	(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学生
	(10) ファミリー・サポート・センター事業	0歳～中学3年生
	(11) 妊婦健康診査	—
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	3～5歳
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—
	(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】	0～17歳
	(15) 児童育成支援拠点事業【新規】	0～17歳
	(16) 親子関係形成支援事業【新規】	0～17歳
	(17) 産後ケア事業	産後1年未満の母子

② こども人口の推計

量の見込みを算出するために、住民基本台帳による行政地区別、性別、年齢別人口（平成 31 年 4 月 1 日時点）を使用し、コーホート変化率法を用いて本村の計画期間におけるこどもの人口を推計しました。

次ページ以降では、下表の人口に対応した量の見込みを設定しています。

■こども人口の推計

単位：人／年

	実績						推計				
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	62	63	53	49	53	46	47	46	46	46	45
1 歳	64	61	63	55	52	61	50	51	51	51	51
2 歳	68	65	64	65	57	57	66	55	56	56	56
3 歳	74	70	64	65	69	57	59	68	56	57	57
4 歳	77	70	69	62	65	71	57	58	68	56	57
5 歳	57	79	70	70	63	68	74	59	61	70	58
0～5 歳	402	408	383	366	359	360	353	337	338	336	324
6 歳	86	55	81	72	74	62	68	74	59	61	70
7 歳	77	84	61	81	73	77	64	71	77	61	63
8 歳	73	76	80	63	80	74	78	65	72	78	62
9 歳	66	76	78	82	63	81	75	79	66	73	79
10 歳	100	66	73	79	81	62	80	74	78	65	72
11 歳	78	104	65	73	78	80	61	79	74	77	64
6～11 歳	480	461	438	450	449	436	426	442	426	415	410
合計	882	869	821	816	808	796	779	779	764	751	734

資料：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年4月1日時点）

(2)教育・保育提供区の設定

国の方針では、量の見込みと確保の内容を設定するにあたって、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本村においては、小学校区が 1 地区となっており、その他の地理的・社会的条件、また教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供状況を勘案し、各事業の提供区域を 1 区域として設定します。

2 量の見込みと確保の内容

(1)施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施
	利用できる保護者	制限無し
保育園	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。 幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成 18 年に導入）。 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園、保育園からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。	
地域型保育	施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳のこどもを預かる事業。 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つの類型があります。	

《山形村の事業展開》

本村では、保育園 2 園（村立 1 園、私立 1 園）が保育サービスを提供しています。

近年、3 歳未満児の保育需要が増大しており、対応が急務となっています。

② 量の見込みと確保方策

ア. 1号認定（3～5歳の教育認定）

≪量の見込みと確保方策≫

単位：人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号認定				
	3-5歳				
① 量の見込み	29	28	28	27	26
② 確保方策	32	32	32	32	32
③ 過不足（②－①）	3	4	4	5	6

1号認定（教育標準時間認定）は、満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望するこどもが対象です。村内には幼稚園がないため、近隣市町村の幼稚園や村内の公立保育園等を利用してニーズに対応します。確保方策の値は、量の見込みを上回っているため、既存施設においてサービスを提供します。

イ． 2号認定（3～5歳の教育・保育認定）及び3号認定（0～2歳の保育認定）

《量の見込みと確保方策》

単位：人／年

区分	令和7年度				令和8年度			
	3号			2号	3号			2号
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
① 量の見込み	15	27	36	161	15	27	30	157
② 確保方策	16	27	40	223	16	27	40	223
③ 過不足（②－①）	1	0	3	62	1	0	10	66

区分	令和9年度				令和10年度			
	3号			2号	3号			2号
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
① 量の見込み	15	27	31	157	15	27	31	156
② 確保方策	16	27	40	223	16	27	40	223
③ 過不足（②－①）	1	0	9	66	1	0	9	67

区分	令和11年度			
	3号			2号
	0歳	1歳	2歳	3-5歳
① 量の見込み	15	27	31	146
② 確保方策	16	27	40	223
③ 過不足（②－①）	1	0	9	77

2号認定（教育認定）は、満3歳以上のこどもで、幼稚園等での教育を希望するこどもが対象です。

2号認定（保育認定）は、満3歳以上のこどもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等での保育を希望するこどもが対象です。

3号認定（保育認定）は、満3歳未満のこどもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等での保育を希望するこどもが対象です。

2号認定（教育・保育認定）及び3号認定（保育認定）の量の見込みは、ともに既存施設で対応できる規模となっています。

これらのサービス水準を維持するために、担い手である保育士を確保し、保育の質を守るため、保育士の処遇改善や研修の強化に取り組めます。

(2) 乳児等支援給付に係る事業の推進

ア. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

保育園等に通所していない0歳6ヶ月～2歳の未就園児を対象に、保育園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

《山形村の事業展開》

国の指針に従い、関係機関と連携して今後の方向性について検討します。

《量の見込みと確保方策》

単位：人／年

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み						
	0歳児	48	48	48	48	48
	1歳児	72	72	72	72	72
	2歳児	96	96	96	96	96
② 確保方策						
	0歳児	48	48	48	48	48
	1歳児	72	72	72	72	72
	2歳児	96	96	96	96	96
③ 過不足（②－①）						
	0歳児	0	0	0	0	0
	1歳児	0	0	0	0	0
	2歳児	0	0	0	0	0

地域の保育需要等を見定め、需要の高い園において実施できるよう、園との協議や保育士の確保に努めます。

(3)地域子ども・子育て支援事業

1 | 利用者支援事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

こども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で専任の職員が、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」、「妊婦等包括相談支援事業型」の4類型があります。

《山形村の事業展開》

本村では、こども家庭センターが中核となり、児童館、2保育園とも連携しながらさまざまな相談支援を実施しています。

妊婦等包括相談支援事業型は、妊婦や配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

《量の見込みと確保方策》

単位:箇所/年

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
特定型	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

子育て支援センター「すくすく」と、いちいの里に開設する「こども家庭センター」が子育て家庭を総合的に支援する拠点となり、「すくすく」では各種の教室の開講、交流の場の提供等によって、育児不安の解消や保護者、こども同士の交流促進を、「こども家庭センター」ではさまざまな相談支援を行います。

■妊婦等包括相談支援事業【新規】

単位:回/年

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦等包括相談支援事業型【新規】	量の見込み	47	46	46	46	45
	確保方策	50	50	50	50	50
③ 過不足(②-①)		3	4	4	4	5

2 | 地域子育て支援拠点事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《山形村の事業展開》

子育て支援センター「すくすく」が子育てを支援する地域拠点となり、各種の教室の開講、交流の場の提供等によって、育児不安の解消や保護者、こども同士の交流促進に努めます。

《量の見込みと確保方策》

単位:人回/年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5,720	5,335	5,370	5,370	5,335
② 確保方策	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
③ 過不足(②-①)	280	665	630	630	665

地域子育て支援拠点事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

3 | 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

《山形村の事業展開》

村内の乳児（生後4ヶ月まで）のいる家庭を保健師や保育士が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。本村では、新生児訪問事業において実施します。

■実施事業

事業名	訪問者	対象
こんにちは赤ちゃん訪問	保健師または助産師	生後4ヶ月前後の乳児がいる全家庭

《量の見込みと確保方策》

単位:人/年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	47	46	46	46	45
② 確保方策	47	46	46	46	45
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

乳児家庭全戸訪問事業に対する量の見込みは、既存体制で対応できる規模となっています。

4 | 養育支援訪問事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

《山形村の事業展開》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言、家事等を保健師、助産師、保育士等で実施しています。

《量の見込みと確保方策》

単位:人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	39	37	37	37	36
② 確保方策	40	40	40	40	40
③ 過不足(②-①)	1	3	3	3	4

養育支援訪問事業に対する量の見込みは、既存体制で対応できる規模となっています。

5 | 子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ）

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

《山形村の事業展開》

近隣市町村の児童福祉施設に事業を委託して実施しています。

【対象児童】18歳未満の子

■実施施設

施設名	所在地	利用可能日数
日赤乳児院	松本市元町3丁目8番地10	7日以内
松本児童園	松本市島内1666番地880	
木曽ねざめ学園	上松町1255番地	
つつじが丘学園	岡谷市川岸上4丁目12番地51	

《量の見込みと確保方策》

単位:人/年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	25	24	24	24	23
② 確保方策	25	25	25	25	25
③ 過不足(②-①)	0	1	1	1	2

子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ）に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

6 | 一時預かり事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

保育園を定期的に利用しない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

《山形村の事業展開》

山形保育園、やまのこ保育園で事業を実施しています。

■実施施設

施設名	所在地	対象
山形保育園（公立）	3875 番地 2	就学前の未就園児
やまのこ保育園（私立）	7128 番地 1	

《量の見込みと確保方策》

ア．幼稚園における預かり保育

村内には幼稚園が開設されていないため、量の見込みはありません。

イ．保育園における一時保育

単位：人／年					
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	353	337	338	336	324
② 確保方策	360	360	360	360	360
③ 過不足（②－①）	7	23	22	24	36

一時預かり事業の量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

一時預かりのニーズに対応するため、保育園での保育士の確保を図ります。

7 | 延長保育事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

保育認定を受けたこどもに対して、保育園や認定こども園等で通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。

《山形村の事業展開》

本村では全園で延長保育を実施しています。

■実施施設

施設名	所在地
山形保育園（公立）	3875 番地 2
やまのこ保育園（私立）	7128 番地 1

《量の見込みと確保方策》

単位:人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	210	205	205	205	200
② 確保方策	210	210	210	210	210
③ 過不足（②－①）	0	5	5	5	10

保育園在園者に対する事業提供となるため、量の見込みは対応できる規模となっています。

8 | 病児・病後児保育事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

《山形村の事業展開》

本村では、病児保育は松本市との協力体制により、松本市内4か所の病児保育施設で実施しています。

なお、病後児保育を子育て支援センター「すくすく」の病後児室で実施しています。

■実施施設

	施設名	所在地	対象
病児 保育	相澤病院3階病児保育室 「ひだまり」	松本市本庄 2-5-1	生後5ヶ月児から小学3年生まで
	梓川診療所病児保育室「ハイジ」	松本市梓川梓 2344-1	生後5ヶ月児から小学3年生まで
	丸の内病院病児保育施設 「わかば」	松本市渚 1-1-16	生後5ヶ月児から小学3年生まで
	まつもと医療センター病児保育室 「ひまわりハウス」	松本市村井町南 2-20-30	生後5ヶ月児から小学3年生まで
病後児 保育	子育て支援センター「すくすく」 病後児室	3817 番地 1	生後6ヶ月児から小学6年生まで

《量の見込みと確保方策》

単位:人/年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	152	147	147	145	140
② 確保方策	160	160	160	160	160
③ 過不足(②-①)	8	13	13	15	20

病児・病後児保育事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

9 | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

《山形村の事業展開》

本村ではふれあい児童館で実施しています。

■実施施設（放課後児童クラブ）

施設名	所在地
ふれあい児童館	3940 番地 1

《量の見込みと確保方策》

単位：人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	180	180	180	179	177
② 確保方策	180	180	180	180	180
③ 過不足（②－①）	0	0	0	1	3

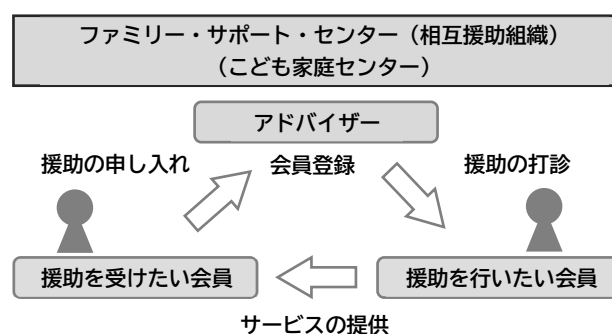
本村の放課後児童健全育成事業では、施設の狭あい化が進んでいるため、小学校の空き教室を使った放課後子ども教室事業を導入して、利用者の分散化を図ります。また、放課後児童支援員等の高齢化や人材不足が深刻化しており、業務委託を含め安定的な運営について検討します。

10 | ファミリー・サポート・センター事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



《山形村の事業展開》

0～15歳のこどもを持つ保護者を対象に、アドバイザーが子育ての支援を受けることを希望する者と子育ての援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を実施します。

■実施施設

施設名	所在地
山形村ファミリー・サポート・センター	4520 番地 1 こども家庭センター （保健福祉センター「いちいの里」）内

《量の見込みと確保方策》

単位：人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	87	82	82	82	80
② 確保方策	90	90	90	90	90
③ 過不足（②－①）	3	8	8	8	10

ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みは、現行の受入体制で対応できる規模となっています。継続的に、ファミリー・サポート・センター事業の会員の維持、増員を図り、相互援助活動を促進します。

11 | 妊婦健康診査

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《山形村の事業展開》

村が委託契約を締結した県内医療機関で実施しています。

受診票は、妊娠届出書を村に提出した際に交付されます。

《量の見込みと確保方策》

単位：人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	47	46	46	46	45
② 確保方策	50	50	50	50	50
③ 過不足（②－①）	3	4	4	4	5

妊婦健康診査に対する量の見込みは、既存体制で対応できる規模となっています。

12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

《山形村の事業展開》

本村では、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化開始に伴い、年収360万円未満相当の世帯のこども及び保育園等を利用しているこどものうち、第3子以降のこどもを対象として、副食に係る費用の補助を開始しています。

また、生活保護、住民税非課税、児童扶養手当受給世等の児童を対象に、就学に必要な学用品や通学品等の援助を実施しています。

13 | 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

《山形村の事業展開》

今後、新規参入が見込まれた場合は、参入者の施設等から事業実施の必要性を総合的に検討し、新規参入施設等があった場合には、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。

14 | 子育て世帯訪問支援事業【新規】

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行う事業です。

《山形村の事業展開》

本村では、山形村社会福祉協議会に委託して実施しています。

《量の見込みと確保方策》

単位:人／年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3	4	4	5	5
② 確保方策	5	5	5	5	5
③ 過不足(②-①)	2	1	0	0	0

量の見込みは既存体制で対応できる規模です。

15 | 児童育成支援拠点事業【新規】

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

《山形村の事業展開》

現在のところ、計画期間中に実施の予定はありません。

村単独での実施が難しいため、近隣市町村との協力体制の構築や、広域での実施についても研究します。

16 | 親子関係形成支援事業【新規】

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

《山形村の事業展開》

現在のところ、計画期間中に実施の予定はありません。

村単独での実施が難しいため、関係機関と連携して今後の対応について研究します。

17 | 産後ケア事業

① 事業内容

《国が定める事業の概要》

産後の母子が安心して生活をスタートできるように、母親の心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援を行う事業です。

《山形村の事業展開》

本村では、長野県助産師会及び近隣病院に委託して実施しています。

《量の見込みと確保方策(年あたりの延べ人数)》

単位:人日/年

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	16	15	15	15	14
② 確保方策	16	16	16	16	16
③ 過不足(②-①)	0	1	1	1	2

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 基本的な考え方

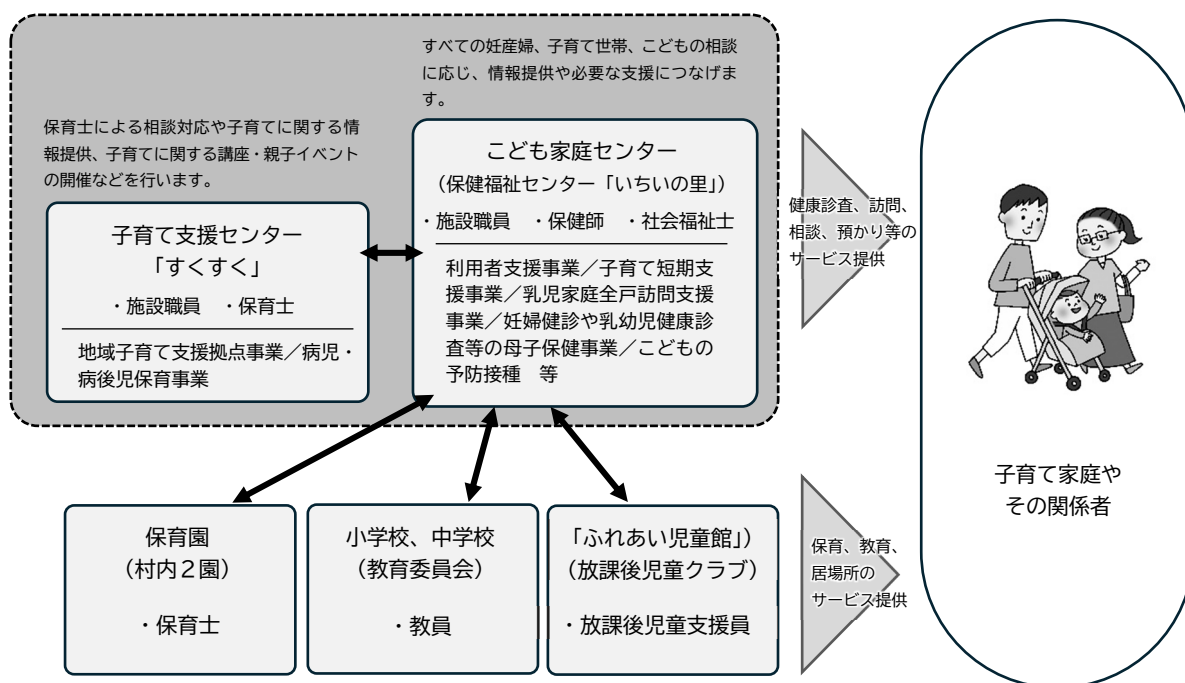
本計画の推進にあたっては、村役場内の関係部署が連携して全庁的に取り組むとともに、国や長野県との連携も密にし、社会、経済情勢の変化等にも的確かつ柔軟に対応します。

また、子育て世帯や関係機関など広く住民への周知に努め、未来を担うこども自身から高齢者まで幅広い住民の積極的な参加を促すことで、家庭や地域、事業者、関係機関、社会福祉協議会、子育て支援活動を行う団体、ボランティア、NPO法人などが連携した子育て支援の推進につなげます。

(2) 推進体制と拠点

保健福祉センターに設置する「こども家庭センター」が、本計画を推進する中核的役割を担います。同センターには保健師及び社会福祉士等を配置し、健康診査、訪問、相談、預かり等の連携したサービスを実施します。

また、子育て支援センター「すくすく」、村内の2保育園、教育委員会、放課後児童クラブを運営する「ふれあい児童館」等と連携して保育、教育、居場所づくり等の取組のハブとしての役割を担い、本計画の定める各種事業が円滑に進むよう図ります。



2 計画の進捗管理

(1)進捗管理の考え方

成果の最大化を図り、計画の実効性を高めるためには、目標の達成に事業が効果的に寄与しているかどうかを定期的に確認し、より成果をあげられるように事業を評価、改善していく形での進捗管理が不可欠です。

そこで本村では、毎年定期的を開催する「子ども・子育て会議」を活用し、こども・若者・子育てにかかわる委員の客観的視点を基に、計画の進捗管理を行います。

(2)進捗管理の方法

「子ども・子育て会議」において、定められた成果指標等を用いて施策ごとの達成状況を確認しながら、進捗の思わしくない事業の改善等についての意見を交換し、翌年度の事業改善につなげます。

また、5年後には本計画全体の実現状況进行评估し、次期計画の策定に反映させます。

資料編

1 計画の経過

(1)計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制については、「山形村子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者に計画策定に向けて事業の在り方や事業ニーズ量などの必要項目について意見を求め、その結果を本計画に反映しました。

また、本村の子育て支援等にかかわるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。さらに、こども・若者意見の把握、反映のため小学校5・6年生及び15～39歳の若者にアンケート調査を行いました。調査結果から得られたこども・若者・子育ての現状や今後の意向等は、目標事業量等の設定やこども・若者への支援の基礎資料として活用しました。

本計画（案）ができた段階において、パブリックコメントを行い、全村民に対し計画に対する意見や要望を聴取しました。

■令和6年度山形村子ども・子育て会議 開催概要

	開催日時	主な議題
第1回	令和6年11月11日	アンケート調査結果報告 計画の骨子案について
第2回	令和6年12月20日	計画の素案について
第3回	令和7年2月12日	パブリックコメントの結果について 計画最終案について

■令和6年度山形村子ども・子育て会議 名簿

・委員名簿

(敬称略)

氏名	所属団体等	備考
百瀬 敬子	ももの会代表	
齋藤 町子	山形村民生児童委員協議会（主任児童委員）	会長
古畑 英子	山形村民生児童委員協議会（主任児童委員）	
上條 光明	山形村子ども会育成会会長	職務代理
大池 昌弘	山形小学校長	
宮澤 美香	山形村教育委員	
岩岡 きく江	やまのこ保育園長	
野村 咲菜恵	山形保育園保護者会代表	
神通川 美智子	やまのこ保育園父母会代表	
齋藤 祐馬	山形小学校PTA代表	
野口 詩穂	放課後児童クラブちびっこ楽舎親の会代表	
公募なし	公募委員	(応募なし)

・山形村及び村関連機関

職名	氏名	職名	氏名
村長	本庄 利昭	(事務局)	
教育長	根橋 範男	子育て支援課長	中原 美幸
教育委員会教育次長	藤澤 洋史	子育て支援課係長	桐原 香織
住民課長	村田 鋭太		
保健福祉課長	古畑 佐登志		
山形保育園長	芦澤 さゆり		

(2)県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議、調整を行いながら、村民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。

2 用語解説

あ行

青色防犯パトロール

自動車に青色回転灯を装備して、地域の防犯のために自主的に行うパトロールのこと。一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されているが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるという証明を受けた団体は、自動車に青色回転灯を装備することができる。

育児休業

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

医療的ケア

日常生活を営むために、医療機関以外の家や学校などで日常的に継続して行われる医療的な生活援助行為のこと。

か行

核家族

一組の夫婦と未婚のこどもからなる家族構成のこと。

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

学童期

およそ5～12歳の小学校に通う時期を「学童期」と呼ぶ。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭でこどもを保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

協働

住民をはじめ自治会、団体・NPO法人、事業者及び市町村が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術等の資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

コーホート変化率法

各コーホート（同じ年に生まれた人たちのこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

国勢調査

各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として、国内の人及び世帯の実態を把握した統計調査。

こども家庭センター

児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前のこどもを対象とした幼稚園・保育園等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

こども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

こども大綱

こども基本法に基づき、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく内容となっている。

こども誰でも通園制度

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される。

こどもの貧困

生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていないこどものこと。

こどもまんなか社会

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

さ行

自殺対策計画

令和4年に改正された自殺対策基本法に基づき、国が定めた「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するもの。

思春期

性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者とのかかわりや社会とのかかわりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織のこと。

出生数

一定の期間や地域で生まれたこどもの数。

出生率

人口千人に対する出生数の割合。

重度心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にあるこどもを重度心身障がい児と呼ぶ。

食育基本計画

食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画を基本として、地域の特徴を活かし、家庭や学校、地域などが連携しながらさまざまな取組を通し、地域に根差した食育の推進を図るための計画。

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成 15 年に制定された法律。

障害者手帳所持者

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種の手帳を総称した一般的な呼称。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なるが、いずれの手帳も、障害者総合支援法の対象となり、さまざまな支援策が講じられている。また、自治体や事業者が独自に提供するサービスを受けられることもある。

少子高齢化

出生率の低下でこどもの数が減り、かつ平均寿命が延びたことで高齢者の寿命が延びて高齢者が増えている状態を指す。

児童館

児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設のこと。

児童虐待

保護者が監護する児童（18 歳未満の者）に対して、身体的、性的、ネグレクト、心理的の 4 種類に分類されるこどもへの暴力や悪質な行為のこと。

た行

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育園が該当する。

単独世帯

世帯主が一人だけの世帯をいう。

団塊ジュニア世代

昭和 46 年から昭和 49 年に生まれた世代を指す。第二次ベビーブームとも呼ばれる。

な行

乳幼児期

義務教育年齢に達するまでのこども。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

年少人口

0歳から14歳までの人口。

は行

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

不登校児童

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

母子健康手帳

母子保健法第16条に基づき市町村が妊娠の届出を行った妊婦に交付する手帳のことで、妊娠中の母体や出生後のこどもの健康管理について記録する。

ポスト青年期

教育期間としての青年期を終えても、職業生活や家族形成にスムーズに移行せず、移行するとしても長期間を要する現象が顕著になる中で生じた、青年期と成人期の間の移行的ステージである。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 未満のこどものこと。ヤングケアラーが担っている家事や家族の世話は、お手伝いとしてこどもが行うものとは異なり、責任や負担が重く、こども自身がやりたいことができないなど、学業や友人関係などに影響が出てしまうことが問題視されている。

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

要支援家庭

子育てに係る不安を解消し、虐待を予防するために、地域において支援を必要とする子育て家庭のこと。

要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のこと。

要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護されることが不適當であると認められる児童のこと。

要保護児童対策地域協議会

市町村が虐待を受けた児童などに対する連携を図るための体制のこと。

幼稚園

満 3 歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法 22 条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とある。

余裕教室

現在は普通教室として使用されていない教室のことで、少子化に伴う児童・生徒の減少等により生じる空き教室のこと。

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

数字

1号認定

満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定のこども以外の者。

2号認定

満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者。

3号認定

満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者。

英字

PTA

各学校で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体のこと。

NPO法人

社会的な目的や使命を持ち、利益ではなくその目的を達成するために活動する非営利団体のこと。

山形村こども計画

発行日：令和7年3月

発行者：山形村

編集：山形村 子育て支援課

〒390-1392 長野県東筑摩郡山形村 3817-1

TEL：0263-98-5600

FAX：0263-50-5611

Mail：kosodate@vill.yamagata.nagano.jp